

監獄協會雜誌

第參拾貳卷
第拾號

明治二十一年五月創刊 每月一回 二十日發行

(大正八年正月二十日發行)

目次

論	說「刑の執行停止に就て」……………典獄 伊藤俊光……………(一)
講	演「海外視察談」……………司法技師 横濱勉……………(二四)
統	計「大正八年八月中入出監並月末在監人員表外三表」……………(三)
譚	叢「時事だより」……………(三八)
寄	書「不定期刑と陪審制度」……………一水居士……………(三九)
雜	纂「統計に現はれたる各監獄の成績」(承第三十二卷第七號)……………監獄局 藤井藤藏……………(三)
	「司獄家の智識」(三)……………秋田渡邊圓流……………(四〇)
	「予は看守諸君と語る」(二九)……………典獄 有馬四郎助……………(四四)
	「保安法違反囚に就て」……………福岡 荊屋老龜……………(四八)
	「藥籠(八)」……………京城 大賀草穂……………(五)
通	信「浦和監獄職員家族懇話會狀況」……………(五五)
彙	報「逃走少年受刑者逮捕其他」——叙任——會報——公文……………(五七)

監獄協會雜誌第叁拾貳卷第十號

論

說

刑の執行停止に就て

典獄 伊藤俊光

懲役刑又は禁錮刑に處せられ現に執行中にあるもの疾病に罹り其執行を繼續する爲め生命を維持すること能はざるの虞あるときは刑の執行を停止し得ることは刑事訴訟法第三百十九條第二項の規定する所なり曰く「懲役禁錮又は拘留の言渡を受けたる者左の各號の一に該當するときは其事故の止むまで刑の執行を停止することを得」と而して其左記第二號に於て刑の執行に因り生命を保つこと能はざる虞あるときと云へり蓋し此規定の因て生ぜし所以のものは疾病に罹り現に其生命を維持すること能はざるを豫知し得るに拘はらず強て刑の執行を繼續し爲に本人死去するに於ては所謂自由刑變して生命刑たるの嫌ある結果を見るに至るべきを以てなり

夫れ懲役又は禁錮拘留等の刑は自由刑なり而して自由刑は意思の自由を剝奪して嚴肅なる紀律の下に生活せしめ以て犯人を膺懲し改善するにあり故に懲役刑又は禁錮刑は意思自由の剝奪以外に於て妄りに犯人に痛苦を與ふことは法の認めざる所と謂はざるべからず固より意思の自由を剝奪せられたる爲め當然生すべき結果に就ては受刑者亦之を甘受すべしと雖も疾病は自由刑の執行中偶然起りたる事實にして執行に因り當然生すべき結果にあらず殊に本來の刑罰たる自由刑以上の不利益を受刑者に與ふるが如き事實の生じたるときは可成之を避くるを以て行刑の本旨と爲すべし然れば引受人其他の要件に就て具備するときは可成廣く此規定を應用して其執行を停止すべきこと當に法の精神たるのみならず監獄政策上よりするも又其宜しきを得たるものと謂ふべし然るに實際の事實は往々之に反し執行の停止を受くるもの、比較的少數なるは吾人の毎に遺憾とする所なり

然り而して執行停止の少數なるは其原因如何と問はゞ蓋し左の二種の事由に基くが如し執行停止に附せらるべきもの當然死亡すべきを前提條件とするが如き誤解あることは是れ其一二なり監獄に於ける引受人の調査其他の交渉に手數と時間とを要し停止の時機を逸することは是れ其二なり

惟ふに執行停止は執行の繼續に因り生命を持続し得ざるの不利益より離脱せしめんとするの趣旨なること一點の疑を容れざるを以て寧ろ豫後に於て不幸なる死亡の結果を見るが如き症狀に達せざる以前に於て可成執行より解放するを本旨とす縱令豫後の全治は期待し難しとするも可成的其疾病の全治し再び執行を受くるの日あるを豫測せる規定なりと謂て可なり曾て某監獄に於て執行停止に附せられ出

監せしもの出監後健康なる状態にありしのみならず出監の當時に於て重き疾病の之れ有りしにあらざるものありて爲めに社會の一問題となりし事あり之れが爲め痛く監獄官吏殊に監獄醫の神經を刺激し其極まる所は出監後に於て若し被停止者の症狀重からず若くは速に全治するが如き事あるに於ては自然社會の疑惑を惹起することあらんかを慮り遂に停止後に於て死亡すべきものと豫測するものにあざれば停止處分を求めざるものあるが如し然れども某監獄に於ける右の事實は監獄醫の甚しき誤診にあざれば私意専横の甚しきものにして斯る忌むべき事實は將來に其絶無を期せざるべからずと雖も偶斯る事例ありたるが爲め停止の取扱徒に極端に馳せ殆んど危篤に瀕したる重症者にあらざれば執行停止の利益に浴すること能はざる如き状況に至りては病者の不幸之れより甚しきはあらざるべし吾人は執行停止に對し監獄醫の診斷の正確にして誤診無からんことを期すると共に苟も執行の繼續に因り生命を持続し得ざるの虞ある病者は可成速に停止處分に附せられ出監後此の規定の爲め其生命を取留むるもの、一人も其多からんことを要望せざるべからず其人存して其政存し其人亡びて其政廢すと其職に當るもの、用意如何に因りて其治下に在るもの、休戚に關すること最も大なるものあるものを忘却する勿らんことを欲す又其第二の停止處分を求むべき手續に就ては最も峻速なるを要す惟ふに受刑者の疾病の進行急激なることは吾人の毎に經驗する所とす其發病より重症に重症より死亡の轉歸を取るに至るまでの間其迅速なること普通患者の比にあらず故に取扱の緩慢なるより執行停止に適當なるものも其出監の機會を失し爲めに鐵窓の下に其死體を横へしむるに至りては獨り受刑者の爲めに悲しむ

べきのみにあらず故に執行停止を要するものは可成監獄醫に於て豫め其見込を附し當該掛員と協力し
 窃に引受人等の調査を了し置くも又可なり監獄と検事局との間に於ては取扱手續に就て相互に諒解す
 る所あり通報及指揮書の發送等に就て毫も遲滯することなきの用意あること必要なり結核患者の如き
 最初より或る時期に於て執行停止を要する病者なるに其引受人の有無さへ開却せられ病勢増悪なるに
 驚き初めて引受人に交渉するも容易に要領を得ず再三の知照に多くの時日を消費し其手續未だ了らざ
 るに病者は既に死亡の不幸に陥りたるもの多し知照漸く其目的を達せしも引受人の監獄に出頭せし時
 は病者は氣息奄々として命旦夕を圖り難し引受人たる近親者の希望病者の懇請に因りて出監の手續を
 了せしに病人の一行歸路に就き監獄を距ること未だ遠からずして出迎人の背上に於て眠るが如く死去
 したる例も之れ無きにあらず之れを停止の手續中に於て死亡し臨終に至り獄外の空氣に接觸する能は
 ざりしものに比すれば病者は勿論其親族に於て慰藉せる所無きにあらざれども吾人は未だ之を以て満
 足すること能はざるなり

要するに以上二點は執行停止の多かるべくして尙は比較的少數なるの所以なりとす而して其事態何れ
 も監獄官吏の親切なる取扱と精密なる用意に因りて之を達成し得る所なり吾人は我監獄官吏殊に監獄
 醫諸氏に對し特に此點に留意せられんことを懇請せざるを得ざるなり

人或は云ふ刑事訴訟法第三百十九條の規定は刑の執行の繼續に因り生命を維持すること能はざる云々
 とあるを以て其病既に死病たるに足り執行を繼續する与否とに關せず在監中死亡すべき運命に在るも

のに對しては必ずしも執行を停止するを要せずと嚴格に規定を解釋すれば理論上論者の言の如く執行
 停止を要せざるが如しと雖も斯る規定は必ずしも嚴格なる解釋を固守すべきにあらず可成廣く執行停
 止の寬典に浴せしむるを以て監獄政策上其當を得たるのみならず又立法の精神に適當せるものにあら
 ざるか加ふるに斯る仁愛に基ける行刑上の精神は當に死者をして安心瞑目せしめ併せて其親族故舊を
 して聖代の恩澤に感泣せしむるに足るのみならず延て多數在監人の感化に映響するもの尠かるざるに
 於てをや若し或個人の性格又は罪情に對し一般豫防の目的より寧ろ執行停止を避くるを以て相當なり
 とせば吾人必ずしも之に反對するものにあらざるも尙此場合と雖も吾人は事苟も生命に關するを以て
 可成寬弘なる取扱を希望して息まざるなり

講演

海外視察談

司法技師 横 濱 勉 君

本日斯様な御集りに際しまして、私が一席の御話を致しますことは自分の最も光榮と致す所であり
ます、本日御話する題目は海外視察談といふことになつて居りますが、大分範圍の廣いことになりま
すから、本日は主として亞米利加に於きまして今日最も新しい監獄として認められて居りますものゝ
一二に就きまして御話を致し度いと思ひます、

先づ茲に御話し致しますのは亞米利加のミネソタ州のステールウオーターといふ所にあります監
獄、是は一兩年前に出来上つたのであります、もう一つはイリノイ州(市俄古の或州)のジョリエツト
といふ所の監獄、是は今日まだ一部分しか出来て居りませぬ、此方は行き掛けにちよつと見ました、
それから一方のステールウオーターには三四日居つて取調べ、歸りには復たジョリエツトの方に立寄
りまして一通り取調べて參つたのであります、先づステールウオーターの監獄の大體を申し上げたいと

思ひます。

ステールウオーターの監獄はミネソタ州の主たる監獄の一つでありまして、州の首府でありますセ
ントポールのちよつと十里近くの所に在るのであります、地理上から申しますとミシシッピ河の支
流でありますセントクロイクス川の西岸にあるのであります、此川はミネソタ州とウイスコンシン
州の間を流れてゐるのでありますからつまりミネソタ州の東南の端に位することゝなります。

それが市俄古から四百哩ばかり西北になつて居りまして、氣候の極く寒い所であります、それで敷
地の具合がどうなつて居るかど申しますと、此川の幅は四五百間程あります、非常に廣いのでありま
して此の川の西岸に五十尺ばかりある高丘の中腹に立てたのであります、此敷地を選定しました要件
は、先づ水の最も良い所でなければならぬ、それから排水の都合が最も良い所でなければならぬとい
ふことであります、此敷地の内に非常に有名な清い泉がありまして、其泉の水を水源にしてそれ
から水道を引いたのであります、それから下水は此川に落ちることになつて居りますから、敷地とし
ては申分のない所でありまして、非常に眺望が宜しい所でありまして先づ日本で言へば離宮などを建て
ゝ然るべき所と考へます、汽車から眺めますと、周りの樹がコンモリと茂つて居つて、前の方に川が
開いて居る、非常に綺麗な風景の所であります。

敷地の大きさは此一廓が二十二エーカー、日本の坪數で二萬六千坪(九丁步)餘あります、それに附屬
地の耕耘地が七百六十三エーカー(三百丁步餘)あります、と申しますと随分廣いやうでありますけれ

ども、日本の樺戸、十勝に比べますと餘程狭いのであります、即ち十勝は三千五百丁歩、以前の樺戸は五千丁歩あるのであります。

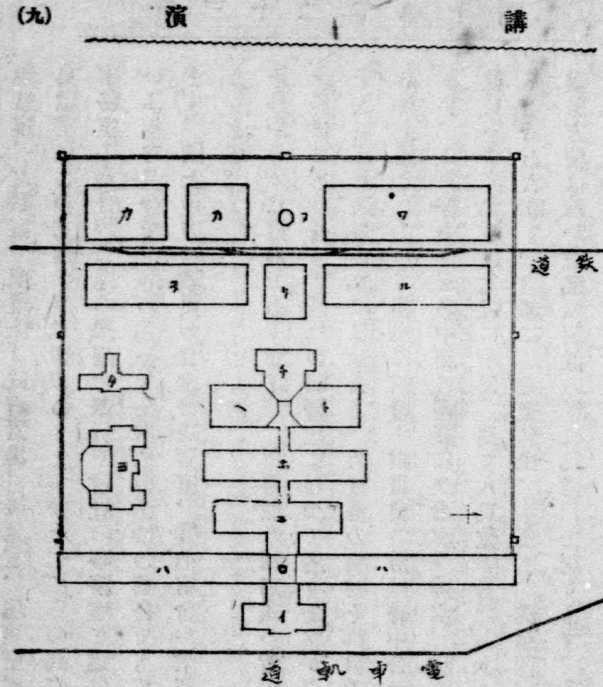
それで之を計畫致しました建築技師はセントポールの人でありまして、相當に名の知れて居る技師でジョンソンといふ人でありますが、此人は監獄ばかりでない、相當な公共的の建物をも建て、居ります。

工事の期間は千九百九年から始めまして、千九百十三年に大體工事を終へたのであります、詰り五ヶ年掛つたのであります、尙ほ多少未成の所がありますが、是は豫算が無くなつた爲めに先づ中止して居るのだといふ典獄の話でありました、工費の大體は豫算の上で二百二十五萬弗（日本の四百五十萬圓程）の建築費が掛つたのであります、此工事は請負工事でやつたといふことであります。

建物の大體の御話をしますと、圖にありますやうな配置になつて居りますが、

先づ東側正面に事務所がありまして此れに次いで大監房があります、この監房の壁自體は周圍塀の一部をなしましてそれから北西南と三方に塀を廻らしてあるのであります、つまり事務所は周圍塀の外に出てゐるといふ形式になつてゐます、それから交通機關も仲々良く設備されてありまして市街の方から電車は丁度この事務所の前で停るとになつてありましてそれから構内に引込の鐵道線路がありまして總て汽車に依つて製品素品の運搬をやるとになつて居ます、そこで建物に就いて大體を御話しますと（イ）は先程お話ししました事務所でありますが此内には玄關、廣間、典獄室、事務室、公衆受付、

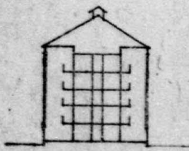
米國ミネソタ州立スチルウォーター監獄配置圖



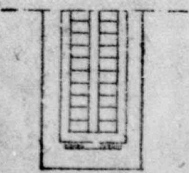
イ 事務所
ロ 中央見張所
ハ 監房
ニ 圖書館其他
ホ 準備監房
ヘ 囚人食堂
ト 講演場
チ 食料品倉庫其他

リ 動力室
ヌ 給水タンク
ル 工場
エ 工場
カ 製品倉庫
キ 製品倉庫
ク 病監
コ 温室

監房切斷圖



監房平面圖



應接室、電話室、戒護係、武器置場、接見室、理髮室、化粧室、便所や倉庫や其他の室がありまして典獄室はこの玄關の直ぐ傍にあります、そしてその直ぐ側に公衆受付と事務室とがある丁度典獄室や事務室の具合が普通の米國の銀行や會社の事務室と違はない、恰も典獄は支配人で外の職員は店員といふ様な具合で、外の具合も公衆との應接の具合でも違はない、而も制服でなく背廣服になつて居ります、階上の方は職員の食堂や談話室、其他宿舍や倉庫になつて居ります、(ロ)は中央見張用の廣間であります。

それから(ハ)は監房でありますが、所謂亞米利加式の背中合せであります、一列が六十房餘前後で百二十房ほどあります、是れが四層建になつて居りますから一翼の監房の收容人員は五百人餘で兩翼即ち千人あまり入ることになります、此監房の建物それ自體は一階建の高い鐵骨煉瓦造でありまして、それを上屋としまして其内に四層の鋼鐵製の房は脊中合せに建つて包藏せられて居るといふ具合になります、この脊中合せの中間の空隙には冷水、排水、暖房等の配管裝置がせられてあります。

監房一つの大さは七尺に十尺、高さ八尺位の者でありまして周りは鐵板で張つてありますが前面は鐵格子であります、内部には鐵製寢床、水便所、洗面器、造付書棚と机や椅子など設備してありまして暖房方法は確か送溫氣裝置の様に記憶して居ります、そこで此監房は全部分房でありますが米國では晝夜分房といふのは懲罰房の外ない様であります、つまり一般は夜間分房のことになつて居りますのですから此様な構造でも差支ないのかと思はれますが、通聲は勿論、物品のやりとりなども出來さ

うに考へられました、無論晝間は全部工場に出て働らく様であります、つまり歐米の習慣として夫婦以外は一人一つの寢室を持つて雜居しないといふ風でありますが故に四人各自に對して箇々の房即ち寢室を與へて居ると見る方が適當とも考へられるのであります。

(ニ)は平家建でありまして前部に圖書館と印刷室があつて後部南側には浴室、洗濯室、裁縫室などがありまして北側には副典獄室(戒嚴主任?)調所、手紋室、拘留監、懲罰監などあります。

(ホ)は豫備監房でありまして、今日では未だ建つて在りませんが三百六十人收容することになつてありまして構造其他は(ハ)と同じ様になる筈になつて居ります。

(ヘ)は囚人食堂、(ト)はホール即ち講演場、(チ)は調理物やパンを焼く場所や食料品倉庫、肉類の冷蔵庫などになつて居ります、此調理場や食堂などの設備は非常に整頓し且つ清潔なものであります、私は丁度食事の時間に參りまして食事するのを見ましたが、立派な白塗の食卓で、ナイフやフォークも銷などはないし、皿も綺麗であるし、水を飲むコップやコーヒーをやる茶碗なども各自に配置されてあります、大體は普通我々が料理屋で使ふやうなものであります、食堂の壁に掲示板が懸けてありまして、毎日の新聞の主なる事項、例へば戦争の具合が何うだとか、大統領はどうしたとか、今日はベ이스ボールを何處でやつて、どのチームが勝つたとかいふ様な毎日の出來事の概略を掲示するのであります。

そうして高い所にギャリリー即ち張出しが出來て居て、食事時間中は樂隊が樂を奏するのであります。

又このホールは或る場合には州の名士或はワシントンの代議士の知名の人が來た時に演説をして貰ふとか、又或場合には音楽會や活動寫眞をやるのであります、先程申し上げました調理場附屬の冷蔵庫は約五間角位の室でありまして十頭餘りの牛や豚の肉やバターや牛乳など常に保存されておりました、實に驚く可きはどの完全なものであります。

(リ)が動力室でありまして、エンヂンの部屋とボイラーの部屋とになつて居ります、此處も非常に立派な設備をして居りまして、此動力は千二百馬力から千六百馬力のエンヂンが備へられて居る、此動力に依つて兩方の工場の機械を動かして居る即ち此工場の作業は動力本位であります、(ヲ)が工場であり、(カ)が素品製品の倉庫になつて居ります、(ヨ)が病監、(タ)が植物の温室であります、此病室は大型の設備のものではありません、典獄に聞きましたら、此監獄は病人がない、それで病室に入つて居るやうな者は殆ど無い位であります、ベットの數は總體で三十二位であります、其中普通病の者が十二、結核性の者が十二、外科に關係した者が四つ、それから病勢に依つて静養を要するものが四つ、其外に齒醫者と眼醫者の診察所があります、齒醫者の設備などはなく、良く出來て居ります。

それで動力のことは先程申したやうな具合に大きな蒸氣機關を据付けまして、千二百或は千六百馬力位のものでやつて居りますが、給水の方はどういふやうにやつて居るか申しますと、此後ろにあるタンク(ヌ)は二つに仕切つてありまして、高さは百六十五尺程ありますが、其上の方のものが監房に配る水、下のものが工場で使はれるといふやうに二つに區分してあります、上の方のは千石入るやう

になつて居り、下の方のは千八百石入るやうになつて居る、それだけ大きなものであります、それから排水の裝置はどうかといふと、川下の方に行くと汚水處分裝置の方法が出來て居ります、それに持つて行つて土管を布きまして、其處で相當な消毒の方法をやつて綺麗な水にして一哩程下の川に落すことになつて居ります、斯様に給水或は排水の方のこと、空氣も無論宜しい所でありまして、衛生上の設備といふものは先づ間然する所がないやうに考へます。

それから私の専門ではありませんが、序ながら監獄の階級の制度とか、或は作業の具合、教育の具合、食料の具合とかいふこともちよつと御參考までに申上げて置きたいと思ひます此監獄では階級は三階級になつて居ります、それに依つて服裝も又日常の取扱ひも違つて居るのであります、第一級といふ高い方の者であります、其服裝は夏はカーキ色、冬は鼠色の服を着て居ります、帽子も同じであります、さうして太いズボンを穿いて居りまして、上着は水兵のやうなものを着して居ります、さうして一等級の者は左の腕に山型の標を附けて居る、さうして外部にやる通信は毎週一回許して居る、それから煙草を吸ふ容量は一週間四オンスだけ許すことになつて居る、食料も違つて居る、それから接見を許しますのは四週間に一回であります、次に二番目の階級の者は服裝は一等級と一方向違はぬのであります、唯山型の標がないのであります、詰り此二等といふ者が新入監者でありまして、其成績に依つて一等級に進み、或者は三等級に落されることになります、爰で採點法をやつて、一週間に五十點だけ取つた者は一等級に入る資格があるといふことになつて居る、そうして音信とか喫煙のやう

なものは特別に監獄から許さるべき切符がありまして、其切符に依つて貰ふのでありまして、さういふ特權は持つて居ないところの三等級に位する者は、こちらで言へば罰房に相當する者で性質が良くなくて落されて這入つて居る者であります。

それから作業の大體でございますが、此處では工場作業と郊外作業とありまして、工場ではマニラ麻の糸撚り、例の南京米袋を造ります土臺の糸を繰るのであります、それから今一つは農具の製作をやつて居る、是は此監獄で特許を得て居る農具を製作して社會に出すのでありますこれは馬耕の農具であります、それから郊外の方は作業は百姓をやつて居ります、三百丁歩の畑で農作をやります、牛も馬も豚も澤山居りまして、牛の乳も賣出すし、バタも賣出すさうであります、パンの麥粉はどうか知りませぬが、其他の副食物のやうなものは自分の所で作つた物を食はして居るといふことを申して居りました、此糸撚の作業は非常に利益のあるものださうでありまして、一ケ年に製作する高は二千萬磅詰り一萬噸位のを製作して出すのであります、此倉庫は二階建てでありまして、こちらの工場で使用する原料を素品倉庫から配るのにエスカレーターで以て配つて工場で出来た製品はこちらのエスカレーターで製品倉庫に出すといふことになつて居ります、此使用人員は三百名程工場に居る、それから一方の工場は農具を製作しますので、金具の工場と仕上の木工場になつて居ります、建てた當時にはかなる倉庫を鍛冶工場と鑄物工場と仕上の出来上つた物を出す倉庫になつて居りましたが、現在では此全體を鐵の倉庫と出来品の倉庫とに使つて居りまして、今郊外に二棟の工場がありまして

鍛冶工場と鑄物工場に使つて居るのであります、此農具を製作する方で毎日鐵材を二千噸程潰し、一年には二萬五千臺の農具を作り出す、さうして兩方の作業に依つて收入する金は年に三百萬弗詰り六百萬圓の金が這入つて来る、それで純益は三十萬弗即ち六十萬圓、是は色々な監獄の實費を差引いた實際の利益であります、此金で建築費を償却もし、段々に事業の運轉資本にしやうといふことになつて居るやうであります。

教育のことではありますが、餘り高い教育は施さぬのであります、先づ小學校及び中學校程度の教育をやらせる、教室は十四程の級がありまして、是に依つて教育して居るのであります、それから週刊の新聞で「ミラー」(鏡)といふ雑誌を出して居る、それから圖書館は完備したものであります、本が一萬一千冊ありまして、之を囚人に貸與するのであります、此本の種類は道德、宗教のやうなものもありますが、多いのは機械工業、農業のやうなものでつまり科學的方面の多い様であります。

次に娛樂のことではありますが、それは先程申した通り、食事中に樂隊をやるやうなことを主に致しますが、其他水曜の午後に活動寫真を見せる、それから土曜の午後はテニスとかベースボールなどやることになつて居る。

私の此監獄に就ての所感を大體纏めて申しますと、先づ日本の只今から考へますと、監獄としては非常に贅澤なものである、斯んなものを監獄として設備する必要があるか、どうかと思はれるのであります、構造の具合を申しますと監房は全部鐵筋煉瓦でありまして外は綺麗な化粧瓦が張つてありま

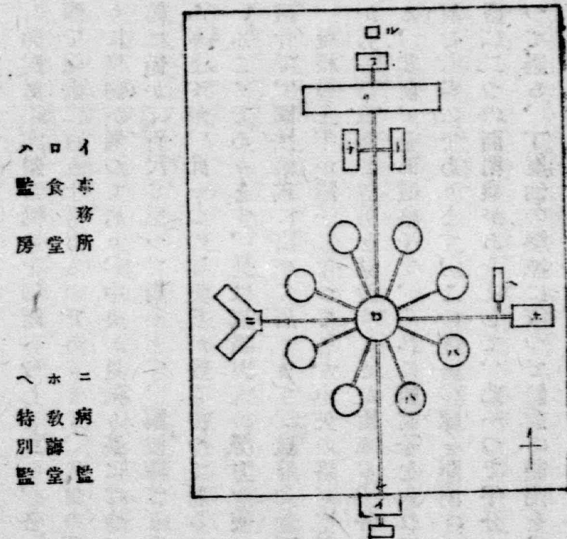
す、窓は四階まで打ち通して立派な鐵格子が立つて居りまして家根は赤い瓦で出来て居る、どうしても外から見た所では立派な宮殿か公館であります、此監房は床や壁にマーブルが張つてあります、だから水で洗ひますと鏡のやうに綺麗になる此マーブルは敷地内で得られたといふことです、また活動寫真なども大體帝劇式で日本ではちよつと見られねやうなものであります、此工場と倉庫は鐵筋混凝土であります、併し是が亞米利加の最新式の監獄であるらしいのであります、今度紐育のシンシンの監獄も近く改築することになつて居りまして、其案は大體此案に近いものであります。

次にイルノイのジョリエットの監獄であります、是はイルノイの北監獄といふものが現在あるのであります、それからちよつと一哩程離れた所に新に監獄を造ることになつて、現在工事中であります、是もちよつと毛色の變つたプランであります、構内は六十四エーカー(二十五丁步)程あります、建坪が七萬五千坪であります、附屬地も數百丁步あるといふことであります、それはハツキリ茲に記憶して居りませぬ、事務所から眞直に廊下がありまして、食堂及び音樂の時などに使ふことになつて居る、地下室は料理場及び食料品の倉庫になつて居ります、それから倉庫があつて、向ひに監房があります、是から西に行きました所に病監がありまして、それから東の方に教誨堂及び特別監があります、それから眞直に北に向ひました所に工場がありまして、洗濯場と外役の風呂がある、工場の北に動力室及び水のタンクがある、今日のところでは監房一棟と洗濯所が立つて居る丈であります此の洗濯所を建築の事務所に使つて居ります。

此監房の大體の構造を御話し致しますと、各々が圓型の四層建の監房であります、即ち各層六十房餘で總數二百五十房あるのであります、入口の所が事務所になつて居り、其南方に階子段があつて周りに椽側が廻つて居り、中央が見張り臺になつて居ります、直徑は約百五十尺あります、日本の國技館は僅か二百尺と思つて居ります、國技館よりちよつと狭い丈であります、それを七つ建てるのであります、此一つの建築費が幾ら掛つて居るかといふと、十九萬三千弗(日本の彼は四十萬圓)といふことであります、是は無論囚人の勞力を使つて居るのであります、鐵骨の混凝土で、家根は全部鐵骨で、國技館式に出来て居ります、(監房切斷面、一八頁参照)

屋根の上半が障子になつて居り中央の塔が空氣抜になつて居る、中央には見張所があつて居つて是から一目瞭然と監房を見渡すことが出来る、各監房は直接外壁に窓があつて、内側が入口になつて居る、其前が全部鐵格子で、それに網硝子を入れてあります、監房の構造は前に申しましたものと餘り異ならぬのであります、この監房の扉を開閉する趣向はちよつと興味あるものであります、中央監守臺に二つの開閉機がありまして、此一つで半分丈の扉を自由に開け閉めることが出来るやうになつて居る、丁度油の壓搾に依つて錠前の開閉をすることになつて居る、ハンドルを廻すといふと百二十の扉が一時に開きます、同時に各自錠前に依つても扉が開くのであります、詰り非常の場合に是に依つて扉を開けることになつて居ります、監房の大きさは大體先づ七尺の一丈、高さ八尺といふ位が標準になつて居ります。

米國イルノイ州立ジョリエット新監獄配置圖

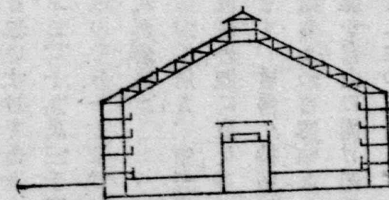


事務所
監房

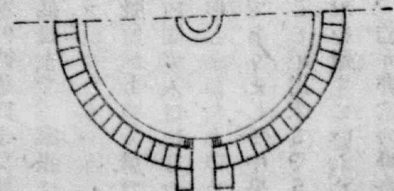
病監
工務所

倉庫
洗濯所
工場

動力室
給水塔



監房切斷圖



監房平面圖

私は亞米利加の方々の監房を見ましたけれども、斯様な圓型の監獄は始めて見たのであります、私
が此處に來ました時には別段典獄も一緒に來て呉れぬので、工事係と一緒に見たのであります、其爲
めに此監獄の特點、又普通の監獄と比較してどういふ特別な利益があるといふやうなことを質問する
機會を得なかつたのであります、唯私の考と致しまして、随分地面が多く掛る、金も多く掛る、斯様
な監獄は餘程考へ物でないかといふ疑問を持つて居る、又工事に於てもどういふ點に於てどれだけ
の利益があるであらうといふ極つた意見は持つて居りませぬ、唯皆さんの御批判に供する爲めに茲に
斯ういふものを提出して置くに止めます。

先づ大體二つの監獄に付ての御話は此位に致しまして、其外私が思ひ附いたことを一二御話しやう
と思ひます。

シンシンの監獄は昔から評判の監獄であります、建物其物から致しますと現在のものは極めて舊
式と申して差支ないものであります、唯取扱の具合は監獄で自治の方法をやつて居るとかいふやうな
者であります、茲に教育の方法でなか／＼面白いことをやつて居ると考へますのは、御承知の通り
シンシンは紐育から極く近い所であります、要するに都會の犯罪者を收容する所であります、斯様な
次第でありまして作業の如きも農業といふものに付ては地方から來た者だけで、都會の者には農業を
致させぬのであります、どういふものをやつて居るかといふと、私の見た所で變つて居つたのは自動
車の組立をやらして居りました、是は社會に出てなか／＼役に立つといふことであります、それから

電信の技術者を養成すること、立派な電信の設備がありまして御互にやつて居る、それから理髪學校があります、是は立派な床屋のやうな設備で、囚人が御客になるのであります、すつかり市内の床屋がやるやうにして居ります、それから圖案、意匠、日本で言ひますと看板畫描は色々な意匠のことを教へまして、看板のペンキ塗をやらせる、是は社會に出て金になつて宜いといふことを申して居ります、私が見ましたので靴を作るとか、家具を造るとかいふ様なことは随分何處でもありましたけれども、此監獄のはちよつと毛色が變つた作業だと認めて參りました。

其他時局に際しまして四人に軍需品の製作をやらせまして、假出獄になつた者は砲兵工廠に派遣しまして、是が満期になりますと砲兵工廠の職工に採用しまして、一日四五弗の給金を呉れるといふこともあります、又佛蘭西のやうな所では、在監者を戦線にやりまして、塹壕の作業とか、其他運搬の仕事とか、自動車の運轉をさせるといふこともあります、是等の點に付ては宮城君が御調べになつて居りますので、同君から御話があるだらうと思ひますから、さういふ趣味の有る點は宮城君の能辯を俟つことゝ致しまして、今日は是で御免を蒙ります。(完)

統
計

○大正八年八月中入出監並月末在監人員(△減)

受刑者	越員	入監	出監	現員	前月末日	前年同月末日現在	前月比較	前年比較
刑事被告人	五四四九八	三、九四三	四、七六五	五三、六七六	五四五一三	五三、八一〇	△ 八三七	△ 一三四
勞務場留置者	三、六五二	三、五四四	三、五五五	三、六四一	三、六五三	七、一八九	△ 一二三	△ 五四八
乳兒	二七〇	二八六	三二五	二三一	二七〇	三三二	△ 三九	△ 九一
總計	五六、二五五	七、三一六	八、一三八	五五、四三三	五六、二七一	五九、〇四四	△ 八三八	△ 一六一一
男	二、一九五	四六五	五二二	二、一三八	二、一九六	二、三一五	△ 五八	△ 一七七
女	計 五八、四五〇	七、七八一	八、六六〇	五七、五七一	五八、四六七	六一、三五九	△ 八九六	△ 一三八
備考	內朝鮮人受刑者男一二人	刑事被告人男九人	外國人受刑者男四六人	女一人	刑事被告人男四人			

○大正八年八月末在監者人員表

監獄別	男	女	計	受刑者	男	女	計	刑事被告人	男	女	計	勞務場留置者	男	女	計	乳兒	男	女	計	合計
小菅	二、六六	一、二六	三、九二		一	一	二		一	一	二		一	一	二		一、三六	一、三六	二、七二	

[illegible]

刑利	刑期	男	女	計	前月末日 現在	前年同月 末日現在	前月比 增減	前年比 增減
無	無期	六〇四	二九	六三三	六二四	五七八	九	五五
懲	十五年以上	一、二七九	四四	一、三二三	一、三二〇	一、一八九	三	二〇四
	十五年未滿	一、七〇三	四八	一、七五一	一、七四二	一、五九五	九	一五四
役	十年以下	九、四一九	二八一	九、七〇〇	九、六五六	九、四二六	四四	二七四
	五年以下	八、〇三三	二八一	八、三一四	八、二八〇	七、九一一	三四	四〇三
	三年以下	六、八三六	三二三	七、一五九	七、一七七	七、〇三九	一八	一一〇
利	二年以下	一〇、二六三	三九二	一〇、六五五	一〇、七五六	一〇、〇五五	一〇一	六〇〇
	一年以下	八七、一三	二七九	八、九九二	九、二八七	九、七三八	二九五	七四六
	六月以下	三八三七	一八九	四、〇二六	四、三七〇	四、五九五	三四四	五六九

○大正八年八月末日現在受刑者刑名表

(△減)

鹿兒島	八五九	四〇	八九九	五七	一	五八	五	九二	四一
神戶	四四六	二〇	四六六	三七	三	四〇	七	四九〇	三三
函館	七四〇	一七	七五七	六六	五	七二	一	八〇七	三三
札幌	一一九〇	五九	一一四八	九二	一	九一	六	一、二八九	六〇
旭川	二六二	一五	二七六	五八	二	四一	五	三四	二八
十勝	一、三八	一一	一、〇四九	三三	二	五	一	一、六〇	二三
網走	一六七	四	六二二	九	九	一	一	六二六	四
總計	五、七五	一九五	五三、六七六	三四七六	一六五	三、六四	二、三〇	二、一八八	五七、五七二

○大正八年八月末日現在在監受刑者罪名表

(△△減)

罪名	男		女		計	前月末日現在	前年同月末日現在	前月比較增減	前年比較
	男	女	男	女	計	前月末日現在	前年同月末日現在	前月比較增減	前年比較
竊盜	二七、四九五	八七一	二八、三六六	二八、五二〇	二八、四八二	二八、四八二	二八、四八二	一九四	一九六
強盜	二、二九二	一六	二、三〇八	二、三二七	二、四〇七	二、四〇七	二、四〇七	一九	九九
賭博及七富藏	二、九一〇	六五	二、九七五	三、二七二	三、三三八	三、三三八	三、三三八	二九七	三三三
詐欺及七恐嚇	五、七二一	二四	五、八三五	五、九〇三	六、〇七二	六、〇七二	六、〇七二	六八	二二七
贓物二關ス	二、四二八	三八	二、四六六	二、四八五	二、六八八	二、六八八	二、六八八	一九	二二七
毀棄及七隱匿	七六八	五〇	八一八	八五二	九九七	九九七	九九七	三四	一七九
通貨偽造	四七	五〇	四七	三五	三八	三八	三八	一二	九
文書、有價證券偽造	一、一三六	一六	一、一四一	一、一四四	一、二八五	一、二八五	一、二八五	二五	四三
印章偽造	一、二〇	一六	一、一三六	一、一六一	一、二六六	一、二六六	一、二六六	七	一六〇
偽證及七誣告	七一	二	七一	四四	一一一	一一一	一一一	〇	二六
偽造及七誣告	六四	二	六四	六二	一二六	一二六	一二六	一〇	二六
偽造及七誣告	四三〇	一五	四四五	四四四	八七四	八七四	八七四	一	二五
偽造及七誣告	一、九二八	二五	一、九五三	一、九四五	二、一四八	二、一四八	二、一四八	一	二五
殺人	二、三八四	二〇	二、五八六	二、五八六	二、五八六	二、五八六	二、五八六	一	二五
殺兒	三三八	二二	一六二	一六二	一六二	一六二	一六二	一	二五
逮捕及七監禁	二八	一	二八	三二	三八	三八	三八	一	二五
計	二七	五二	七九	八〇	一三八	一三八	一三八	一四	五九

罪名	男		女		計	前月末日現在	前年同月末日現在	前月比較增減	前年比較
	男	女	男	女	計	前月末日現在	前年同月末日現在	前月比較增減	前年比較
公務執行妨害	七七	一	七七	一	七八	七八	七八	〇	一
逃走、犯人藏匿及證憑湮滅	四七	一	四七	一	四八	四八	四八	〇	一
放火	一、四七四	五	一、四七九	四七	一、五二六	一、五二六	一、五二六	二〇六	一、四四一
住居ヲ侵ス	一、二二一	二六五	一、四八六	一、四八〇	二、九六六	二、九六六	二、九六六	一	二〇
略取及七誘拐	一〇一	一九	一二〇	一七八	二二九	二二九	二二九	一	二〇
其他	二一三	二一	二三四	一七六	四一〇	四一〇	四一〇	六	八
計	五、二五八	一、九〇六	五、三、一六四	五、三、九四五	一〇、六六四	一〇、六六四	一〇、六六四	七八一	三三九
陸海軍刑法	三七	一、九〇六	三七	一、九〇六	一、九四三	一、九四三	一、九四三	九	二九
森林法	一二四	一	一二四	一	一二五	一二五	一二五	〇	四
徵兵令	一八	一	一八	一	一九	一九	一九	〇	一
郵傳部電信法	二八	一	二八	一	二九	二九	二九	〇	一
其他	一八八	一	一八九	一	一九〇	一九〇	一九〇	〇	一
警察犯處罰令	五六	四〇	九六	一三二	一五二	一五二	一五二	三六	三三
警察令	一六	四	二〇	一〇	三〇	三〇	三〇	二	一
警察令及七警察令	四六七	四五	五二二	五八八	一、一一〇	一、一〇五	一、一〇五	五	四〇九
計	五、一七二五	一、九五一	五、三、六六六	五、四、五二三	一〇、五三九	一〇、五三九	一〇、五三九	八三七	四七三

譚叢

時事だより

▲講習所 本月一日を以て開所せられた式場の、會長谷田博士の開所の辭を兼ねた訓示演説は、例年の通り眞に我が子弟を輔導養育せんとの誠意と愛情に充ちたものであつたが、今回よりは政府の保護もあり更に内容の充實を期せんとて、期間を延ばし方法を改められたることとて、一段の覺悟と期待の風が見へ嬉しく思はしめた、練習生百有餘名の年輩と云ひ、健康と云ひ將又た其のし意氣と云ひ一見する所、一般に有望なるは斯道の爲めに喜ばく局長始め満足せらるゝ所のやうに思はれる、殊に今回よりは東京四監獄に毎週一回實務練習に分派せられ、典獄以下職員の指導を受けしむることにせらるゝ、従て是迄の如く四典獄は講師として練習所に出席せぬことになつた、是等は一進歩の方法たるべく練習生の得る所も決して少くはなからう

▲三池監 獄の炭坑業は現代に於ける行刑法としては、お話にもならない非文明式のものであることは、夙に識者間の問題にもなり殊に現監獄局長谷田博士に於ては、之が爲め人知れず常に痛心せらるゝ所あつたやうに聞かれるが、遂に其功の現はれて全然其業を廢止するに決し、現典獄清水氏之が當路者として亦大に

奮闘せられ、今の着々として其方針に進みつゝありと云ふ此一事は我帝國獄制史に特筆せらるべきもので、即ち人道主義に則り彼等の身體精神を改善向上せしむる其方面には、我國文化を飾るの一要項たるに背かないのである、此上ながら之が善後策に遠算なからんことを望まざるを得ない、

▲家族慰 安會なるもの此頃横濱警察官の間に大變装に行はれた、全市警察官の家族無慮三千人高島町公設浴場内外を其場所にて、飲食娛樂共に至れり盡せりの盛況なりしは、其費用數千圓の多額を容まざりし由を聞いても粗に推察が出来、恐らく東京にも斯かる例の比すべきはないであらうし、況して地方に於てなやである、猶ほ況して全國監獄に於てなやである、聞く所によれば之は有志富豪の寄附金によりたるものなりと云ふが、同市は市民が警察官に信頼し之を愛すること非常にして、相互の親み美しく何か警察官の爲めさへあらば忽ち巨額の金が集り、實は其始末に困る位と云ふは現に縣當局者の直話である、監獄官の家族慰安會など彼是思案して何だか拮据ひの感がして、氣の引けるやうにも思はれるが、併し其實際を顧みれば警察官と同様失張彼等は生活難に壓迫せられ、内職と兼業を續けつゝあり、困窮は彼等の隠れなき實狀である、誰か警察官の家族に慰安の必要ありて、我監獄官の家族に其必要なと云ふであらう、今や斯かる企ては實に必要に迫つてゐる、曲りなりにも何とか工夫すべきが典獄の任ではあるまいか。(甲突)

寄書

○不定期刑と陪審制度

一水居士

曾て予は不定期刑に就て一言したることがあつた(明治四十四年十二月本誌第二四卷第一二號八六頁八七頁參照)近頃稀らしく其鳴者を見出して甚だ心強く感じて居る(本年八月本誌第三二卷第八號三二頁三三頁參照)行刑を純然たる感化事業と見る方面よりすれば絶對的不定期刑でなければならぬ、懲戒報復手段と見る點よりすれば定期刑たることを要する、然し其は孰れも極端であつて兩者を兼ねたる意味であることが現在思想程度に要求であるやうに思はれる、從て予と雖も直に絶對的不定期刑を叫ぶものではない、然し其鳴者も

言ふ如く刑の量定範圍や假出獄期間が漸次擴張せらるゝ傾向を有し、感化主義が自然濃厚となれる際に、不定期刑を考慮に加へるのは必ずしも不當ではない、今茲に不定期刑を論するならば色々の問題があつて一朝一夕に定まるものでない、又之が本稿の目的でもないから省略するが、例へば初犯者の罪質犯狀極惡の者又は累犯者の改悛の狀態難き者等に對しては何年かの懲役を言渡し其間改悛の狀なき場合は更に何年間又は不定期間留置し改悛後始めて釋放するを得とせば、懲戒の目的も達し感化の趣旨も徹底すべく、斯る制限的又は條件付の不定期刑を認むることは現在假出獄の制度の存在に考へて決して不合理のものではないと思はれるのである、然るに假令制限的不定期刑にもせよ斯る制度を認むる曉には、犯罪人が改悛したりと認むべき時期が大問題となる、神ならぬ我々は此に對しては何等の確信がないのである、其處で行刑の威信と正確を保つ爲めには或は他に其

同責任者を要し現今問題となつて居る陪審制度の如きものゝ必要が起つて來るのであるまいか。

陪審制度に就ては深く知らぬが裁判に關するものゝやうに聞いて居る、素と行刑とは關係が無いかも知らぬが、陪審制度の精神を味て見ると或意味に於て必ずしも行刑と無縁のものでないやうな氣がする。裁判官も神で無い限り其裁判が公平正確適切を期し難いから陪審に依て其弊を救ふ必要があるとしても、又は裁判に干與するのが人民の權利であるとしても、其他理由が如何様であらうとも、裁判に陪審制度の必要があるとして、其の判決の實行に屬する行刑には全然其必要が無いものであらうか、陪審制度に依て懲役何年かの判決を下したならば、其れで刑事政策は完璧なりとして安心すべきであらうか、家鴨が立派な卵さへ産めば其後は獨りで立派に育つものと考へるのであるか、佛さへ作れば魂は獨りで這入て居るものであるか、又は吾人行刑官に滿腔の信用を拂ふて一

濃厚となる時節に立至つたならば、行刑にも陪審の精神を加味するのが合理的で徹底的でないかと疑ふのである、現在裁判官が判決の效果を知るべく行刑狀態を視察し免囚保護の爲には在監中より視察接近する必要があるならば此等以外の者と雖も行刑の狀態を知り同胞の改心有無を知る必要がありはせぬか、否之を知らしむる必要があるのではなからうか、元來免囚保護の如き改心せざる者を保護する範圍に於て行刑の耻辱である、世人が斯事業に冷淡なるのは行刑に就て理解なく共同責任が無いからである、行刑制度が將來不定期刑の方面に漸進する者ではないかと思ふ前提の下に、陪審制度とか參審制度とか其組織は孰れにもせよ斯る精神の加味を將來必要とするには非ずやと感ずるのである不定期刑も理想であり、之に陪審又は參審の制度を加味するといふのも豫想であり、旁以て夢中夢を見る如き論ではあるが、決して奇を好む譯では無い、將來の推移を豫想する迄であ

任する程寛大であるのであらうか、世人は監獄を以て犯罪學校なりとして行刑の價値を疑ひ、出監すれば必ず再犯するに極つた様に考へて居るところを見ると、裁判官を信認せぬ様に吾人を信認せぬに違ひない、又裁判に干與するのが人民の權利ならば行刑に干與するもの同様ではあるまいか、然るに此等の論を聞くことのないのは世に先例なき爲めか又は行刑は全然國家官憲獨力で爲すべき性質のものであるが爲か、予は不敏にして判斷することが出来ぬ、尤も現在我國の如き制度では刑期が始より定まつて居るが故に改悛の認定に依て釋放する困難は無い、行刑の實際が適切であるや否やは別問題として、現制度の下では陪審制度は必然的要求で無いかも知れぬ、只不定期刑を理想とする前提の下には陪審制度が大に意味を有することとなるのである然らば如何なる組織の下に之を加味するやは別個の問題として茲には述べぬが兎に角陪審裁判が實施せられ且不定期刑の色彩が

る、或は斯る論は行刑の神聖と威嚴とを損するものと杞憂を懷く者があるかも知れぬが、却て行刑の本旨と行刑官の努力が世に理解せられ事行刑の威信を増す所以となることは思想の變遷に伴つて解決せらるべき問題である、然し根本に於て行刑は全然官憲能力に於て爲すべき性質のものであるといふことが明かなる場合には此疑問的豫想論は破れ終るものであることを附記して置く、



○統計に現はれたる各監

獄の成績(承第三十二卷第七號)

監獄局 藤井 藤藏

(十四) 指紋原紙検査成績に就て

指紋原紙の分類検査成績に關し、指紋事務の主管者である文書主任各位に特に希望して置きたいのは検査の勵行である。各位の干與が如何なる効果を現はしつゝあるかといふことは、前に示した通り、文書主任自身が分類に従事せらるゝ監獄の成績が、擧んで良好であるといふ事實に徴して見ても明かである。

近來分監の指紋原紙に對し、分監長に於て自ら分類に従事せらるる所もある、勿論分監の成績佳良なるは云ふ迄もないのであるが、其れは極めて

少數であつて、分監の指紋事務は概して取扱者に一任される傾きがある。随つて分監の成績は本監より比較的劣つて居ることは統計の示す所である。兎に角本監分監共指紋事務に付注意を拂はるるに至つたのは、斯業の爲に喜ぶべき事柄であると思ふ。

次表は、一典獄の監督内に於ける本監分監を合計したる成績に依り、其優良なるものを先にし、順次排列して見たのである。此各監別の成績に依れば、成績の優良なるは豊多摩、巢鴨、佐賀、沖繩、函館で、比較的不良なるは、千葉、東京、福島、山口、京都である。

成績の餘り良好ならざる監獄に屬する文書主任各位に重ねて希望したいのは、各位は指紋事務に對しては、本監たと、將た分監たることを問はず當然の責任者であり、又職責上指紋に就て精通されて居らるゝのであるから、此機に於て、擔當者に對し、指紋取扱上に關し徹底せしむる様御配慮

を煩はしたのである。吾人は各位の高慮の賜として、次期に於て好成绩を發表せんことを期待するのである。

此際斷つて置きたいのは、次の成績表は、大正七年中當指紋部に於て検査を遂げた結果であるから、各監獄分監に於て、大正六年中進達したる原紙も此中に含まれて居るのである。殊に時局は當指紋部員にも影響し、大正六年の末より引續き本年の始に掛け、職員の変更頻繁にして、殆んど習

熟の暇なく、中には拜命後數日にして退職した者もある、随つて原紙も出獄日の近きものを抜き出して検査して居る譯合であるからして、監獄に依ては進達したる原紙數と、當指紋部の検査數と差額の多いものもあるが、事由は以上の通りであるからして止むを得ぬのである。又次表に於ては比較的不良なりし監獄も、現在にては頗る好成绩を擧げられつゝある本監又は分監もあるのであるが、夫れは又何れ發表の時があらうと思ふ。

指紋原紙分類検査成績表 (大正七年中検査)

監獄名	検査總數	内		分類番號訂正數	検査原紙百枚に對する訂正歩合
		完全原紙	不完全原紙		
1 豊多摩	一、〇七五	五九二	四八三	六六一	六一・五
2 巢鴨	一六九	八六	八三	一一〇	六五・一
3 佐賀	一四七	七六	七一	一〇四	七〇・七
4 沖繩	三一八	一二六	一九二	二三四	七三・六
5 函館	五〇三	二一五	二八八	三八二	七五・九
6 横濱	六四〇	二三四	四〇六	四八七	七六・一

22 21 20 19 18 17 16 15 14
 岐 岡 前 大 奈 新 神 長 廣
 本 津 本 高 本 姫 本 殿 片 本 尾 三 本
 監 阜 山 監 山 橋 分 良 田 監 鴻 路 監 戸 原 淵 監 崎 道 次 監 島

二九四 三二三 三八〇 四一九 二二〇 二一六 一四七 二二三 三五九 三八二 七三 五四九 六二二 一八三 一七九 四二五 一〇五 八 四四〇 五五三

一一四 一一八 一六五 一七九 八八 七五 六二 五 一五一 一五六 二八 二三八 二六六 一五 八六 七九 一八〇 三三 一 一九七 二二一

一八〇 二〇五 二二五 二四〇 一三二 一四一 八五 一八 二〇八 二二六 四五 三一 三五六 四八 九七 一〇〇 二四五 七二 七 二四三 三二二

二六九 三一七 三五九 四〇〇 二〇七 二〇二 一三四 三三 三一五 三四八 七三 四八九 五六二 七四 一二七 一八二 三八三 一一 二二 三五五 四九七

九一・五 九八・一 一〇五・一 九五・五 九五・五 九四・一 九三・五 九一・二 一四三・五 八七・七 九一・一 一〇〇・〇 八九・一 九〇・四 一七・五 六九・四 一〇・七 九〇・一 一一五・二 二六二・五 八〇・七 八九・九

13 12 11 10 9 8 7
 安 熊 名 大 福 綱 勝
 四 宇 本 渡 岡 本 古 堺 若 本 小 久 本 彦 本 小 本
 日 治 津 津 津 崎 監 屋 町 監 阪 倉 米 監 岡 走 根 監 所 原 監
 市 田 監 津 本 崎 監 屋 町 監 阪 倉 米 監 岡 走 根 監 所 原 監

二七 一九九 二五五 二二七 一七 四八四 六一 一四五 七四五 九六三 二九四 一四八 四一〇 八五二 四三 二二 五八 八〇 二八 六二二

三 一二 八九 一〇四 九七 三八 二四〇 二七八 二七 五九 三五〇 四三六 一三〇 四七 二〇一 三七八 二二 六 三五 四一 一一 二二

二四 一七 一〇 一五一 一三〇 二四四 八九 三三三 二四六 八六 三九五 五二七 一六四 一〇一 二〇九 四七四 二一 一六 三三 三九 一七 三八九

三六 二一 一六六 二二三 一九七 一二七 三七八 五〇五 一三七 五八六 七八七 二五〇 一四六 二九二 六八八 三三 二九 三二 六一 三〇 四五七

一三三・三 七二・四 八三・四 八七・五 八六・八 一〇〇・〇 七八・一 八二・七 九四・五 七六・〇 八一・七 八五・〇 九八・六 七一・二 八〇・八 七六・七 三一・八 五五・二 七六・三 一〇七・一 七四・七

36	35	34	33	32	31	30	29
宮小		山高		松	宮		長高
本	酒	鑄米本	濱鳥本	延本	飯上	松本	
監城菅田岡澤	監形知田取	監江岡監崎	田田本	監野櫻			

二二三
五七六
三二一
一二九
七〇
五六
二四一
二一七
二四
二九〇
一六五
八六
三九
一八一
二二四
一四二
三二
二一
二九
四〇
三一一
三〇五

七三 一六九 九八 四二 一〇 一九 八〇 七〇 一〇 一〇二 七八 一六 八 六六 七七 五〇 一〇 一三 一四 九〇 九〇

一四〇
四〇七
二二三
八七
六〇
三七
一六一
一四七
一四
一八八
八七
七〇
三一
一五
一四七
九二
二三
一七
一六
二六
一一一
二二五

二二三
六三八
三三〇
一四六
一〇三
五九
二六八
二二九
三九
三二
一〇一
一四五
七七
二〇三
二五二
一五六
四〇
三二
二四
四七
三七二
三六六

一〇九・四
一一〇・八
一一〇二・八
一一三・二
一四七・一
一〇五・四
一一一・二
一〇五・五
一六二・五
一一一・四
六一・二
一五七・〇
一九七・四
一一二・二
一一二・五
一〇九・九
一二五・〇
一五二・四
八二・八
一一七・五
一一九・六
二二〇・〇

28	27	26	25	24	23
金	宇	水	松	盛	札
富福本	柄本都	土本	西字本	一本	樺旭本
山井監	澤木監	宮浦監	戸條島監	山開監	獨太川監
山井監	澤木監	宮浦監	戸條島監	山開監	獨太川監

二九
八三七
四九七
二二六
一一四
一六六
一五四
一二
二七一
一八一
六〇
三〇
三一七
二三八
七九
三〇五
二六八
三七
六四〇
三六八
一二二
一五〇

四 三三〇 二二五 八八 一七 五三 四九 四 一〇六 七七 二〇 九 一三四 一二六 一八 九八 九一 七 二二三 二二八 四六 四九

二五
五〇七
二七二
一三八
九七
一一三
一〇五
八
一六五
一〇四
四〇
二一
一八三
一二二
六一
二〇七
一七七
三〇
四一七
二四〇
七六
一〇一

四八
八三六
四〇七
一八六
二四三
一六七
一五八
九
二七四
一七二
六四
三八
三二五
一七三
一五二
三二五
二七七
四八
六九八
四二九
一四三
一二六

一六五五
九九九
八二〇
八二・三
一一三・二
一〇〇・六
一〇二・六
七五・〇
一〇一・一
九五・〇
一〇六・七
一二六・七
一〇二・五
七二・七
一九二四
一〇六六
一〇三四
一二九・七
一〇九・一
一六・六
一一七・一
八四・〇

○司獄家の智識 (三)

秋田 渡邊 圓流

九、犯罪人に對する世の誤解

犯罪人といふ正しく犯罪行為を犯したる人の詮索に取りかゝつて見やふ、茲に吾人自身に氣の付くことは、古き刑罰學が最も重大なる誤解に陥つて居つたといふことである、其誤解たるや過去に於て有せし最も根本的のものにして、其問題に捧げたる研究の大部分を誤り、且つ科學といふ觸れ込で單なる狭き虚構たらしむるの傾きあり、新らしき眞實なる科學的刑罰學の根據を作る爲に、吾人は吾々の監獄に生活してゐる在監者の眞の天性と、性格とを絶對的に正確に知らねばならぬ、即ち吾人が犯罪人、犯罪者、囚人と口にする時に、それが何を意味してゐるかといふことを誰れでもの頭に不確實なる

ところがあつてはいかぬ、先づ犯罪人といふ定義に就て之を見よ、公の法律に反して罰せらるべき罪を犯せる人もつと正確に云へば、證據又は自由によれる罰すべき公の罪を犯せる人

此の定義が優秀にして、明確且つ完全なるものとしてある、然し吾人が普通に語り、且つ書く時に於て犯罪人といふ言葉を吾々が使用する場合に、實際の事柄として吾人の頭の中に「罰し得る公の罪」を犯せる人間といふことを考へ得らるゝであらふか

公の罪を犯せる人といふその言葉の響は、殆んど意識的に犯罪人といふものを吾々人類に屬せる動物の面影を思ひ浮ばすことはないであらふか、實に人間の形を爲せる狼付の一種であるといふ感を懐かしむ、然して最も恐るべき野獸の性質を有せるものとして、即ち亂暴なる、危険なる、殘忍なるさまが、確たる

身體上の特徴となりて居るか、又は姦惡の烙印によつて印し付けられてゐるやうに目せられてゐる、而して其印たるや、念を入れていふならば吾人をして犯罪人たるを見露はさしめ、そして彼と同じ種類の者の中へ彼を引き離して仕舞ふやうに考へられてゐる、即ち道德的癡病患者として特殊の取扱を受くべきものと思はれてゐるである

註曰、世人が犯罪人に對する感想は概ね皆然りと謂ふべし、著者の筆致描寫して遺憾なし、彼等の社會に投ぐる害毒の方面より見れば或は左様の觀察を下さるゝも強ち無理にもあらざるべし、开は畢竟犯罪の眞相を知らぬものゝ言である、然るに監獄官吏にして往々彼等を見るに世間の素人觀を以てする傾きがある、之は最も皮相にして馬鹿らしき事柄であると言はねばならぬ、人類から獸類と、正態の

十、

妻の手を携へて挨拶

人間から狼付の種類と、人並の顔付から烙印の姦惡と、可憐なる精神より道德的癡病患者の群と、犯罪人を人類といふ線上より引き放つ理由は無いではないか、司獄官吏先づこの誤解を取拂つて彼等に望まねば眞の理解は得られぬであらふ、出獄した無垢の彼等が偶々司獄官吏から社會的信用を蹂躪さるゝといふ訴を聞くのも蓋し此處から來るものであらふ、彼は惡者であるといふ前提から彼を疑つたり、惡んだりするといふことは誠に謂れないことである、彼等をより惡しきものに導くところの惡魔の方法である、司獄官の標度今少し大なるを要す

數年以前或る確實なる工業製造會社に毎週のこと一人の出納掛と二三人の書記と一人の給仕によつて卓子を圍みて支拂書を作製せられ

てあつた、數ヶ月の中に支拂の中不足高に就て種々の不平が起つた、然もそれが或る勞働者によつて包を開かれた後で、事件が大きくなつた、その出納掛は何にも言はなかつた、然して彼の眼を閉ぢた、左様にして或る支拂日の當日支拂包に入る、錢の不足を發見した時に、彼は迅速に戸を締め切り、綿密なる探索を爲し、甘く給仕の上にその窃盜を決定した彼は利口な若者であつた、然し會社の規則は嚴重にして彼は解雇されて仕舞つた

彼は「常習犯人」であるか「推定犯人」であるか又單に「初犯人」であるか

彼は確かにこの三者の一である、然しつゝ此間私が劇場から歸りつゝあつた途上に、立派な中年の男が私に向つて足を止めて挨拶をした

オスボーンさん、貴方は私のことを思ひ出さねでせふ、私はヂムネーです、そして私は

私の妻を御紹介せふと思ひます

私は彼ヂムネーの傍に着飾り、愉快氣の女に挨拶をして、私は嘗つてヂムネーと言つた男に向き返つた、彼は彼自身に得意の説明を試むべく進んで來た

若しも私がシンシンに彼に會ふたならば私は左程驚きもせなかつたであらふ、何となれば以前の惡戯らな小惡魔なりしならんには彼は今や惡者になつて居つたに相違あるまいと思ふたから

註曰、監獄には窃盜犯といふ最も多くの一類が存在するであらふ、此種類は最も嫌忌されてゐるのである、然し職業的の窃盜といふものは極めて稀である、故に常習犯といふ犯由を附することは其人を全く人間外の一類へ投げ込むやうな氣がし

十一、犯罪階級の標本

一人の青年は善良な、勤勉な、敬虔なる、身内のよいもので同じ工業會社の出納係であつた、而して一時の急を救ふ爲に差迫れる書付の支拂に數圓の一夜借を爲した、之を發見せられざりし彼は借りたる金を何時でも支拂ひつゝその方法を繰り返すを以て便宜なる事と思ふた、それ等の場合の一つに於て彼は意外

にも拂ふことの出来ぬ破目に陥つた、それ故に彼は出納簿に不正の登記を爲した、直ぐに彼は幸にもこの詐欺が發見されしまで平素の常習に之れを平氣で行つた、彼の雇主は監獄に彼を送ることを躊躇した、彼は返還することを許された、そして今日迄彼は有用な尊敬を受けてゐる市民となつてゐる、若しも彼が監獄に送られ、獄衣を纏はされ、彼の頭髮を刈られしならば刑罰學者は「犯罪階級」の標本として彼を研究したるなるべし

註曰、犯罪人を處理するにも、訓誡するにも、教誨するにも、彼等の良心の的に適中せぬことが往々あるといふことを司獄家は大に顧みなければならぬ、少しでも彼等の肺腑に中るところあれば如何なる惡漢でも、暴れものでも彼等の良心の一閃を呼び起さずには居らぬものである、然らば如何にせば命中するといふか、曰

雜誌

十二、助けの有る犯罪無い犯罪

他の一青年あり、彼は正當の事務の運用の爲に銀行にて彼の手形の保證として彼の友人の名を偽造し、彼の犯罪は發見され彼の家族の有力なる人々は彼の救助に行けり彼は恰も何事も起らざりしが如く彼の事務を繼續したり此詐欺漢は、犯罪行為が發見されて、何等有力なる友人の無い爲に監獄に送られたる泥棒と比較して何れが輕重の存するか

註曰、行刑の根本的改善は遂に法の完全、司法官の賢明、社會人士の道德的觀念、社會組織の健全といふ點にまで遡らねばならぬ問題となつてくる、此處まで徹底的に考へたらば司獄のこと誰れか日暮れて道遠きの感無からんやである

○予は看守諸君と語る(二九)
典獄 有馬四郎助

我が敬愛する看守諸君、

同情心が如何に司獄官に大切なるかは、今更論する迄もなきことながら、司獄の職に従事し其經驗を積むと共に、尤も深刻に其必要を感ずるものは、唯だ同情心の倍々厚からんことにあるべし、抑も規律嚴正は行刑上に於ける最大要素也、行刑にして規律嚴正ならざらんか、刑罰の威嚴は失墜し其效果は零に歸すべし、然れど同情なき規律嚴正は、恰も水なき汽關に火を焚くが如く、何等の動力を起さざるのみか、之を勵行する結果は唯だ破裂あるのみ、而して斯かる無理なる處遇を受くる在監者が、之が爲めに其身體生命を毀傷せらる

いこと幾何なるを知るべからず、現に同情心の薄き行刑法の下には死亡者を多く出す一事に見ても明かなるに非ずや、吾人は之に由て實に其結果の重大なるを思はすんばあらず、然れば行刑の機關も唯だ同情ある規律嚴正に依てのみ圓滑に其運轉を爲し得べく、若夫れ之を缺かば行刑の事、萬事休すと言ふも亦敢て不可なからんとす。

冷酷は人を殺し同情は人を活かす、こは吾人司獄官を欺かざる眞理也、即ち其實驗に照らし仔細に點檢し來れば、其處に此眞理が嚴然として行はれつゝあるを見て、誰か之に驚かざる者あらんや、是に於て平法は死物也人に由て活くとの訓言も、愈々意義の深長なるを見るべし、然るに同情心を以て一概に婦女の仁となし、軟弱なる愛憐心は受刑者を訓練する所以に非ずして、徒らに彼等の増長を招き再犯の愼むべきを、思はしめざるに至ると爲す論者なきに非ざるが如し、吾人素より此種の論者に同情なきに非ず、何となれば其見る所

一面の事實にして、其言ふ所亦た確かに一顧の價あるを知れば也、然りと雖ども之を彼の嚴正一點張なる必罰主義と、規則萬能なる勵行主義の行刑法に比して、其長短果して孰れ歟、徒らに規律嚴正の好辭の下に反感的酷遇を敢てし、以て彼等が其脅威に畏縮し、困苦するを見て誇と爲すが如き之が爲めに唯だ己が憎惡の感情は満足せしめ得んも、而かも彼等を改善し、眞に有用の一人格と爲すためには、之れ全く沒理の沙汰にして現代の人道主義よりしては、到底容すべからざる行刑法と謂はざるべからず。

同情心は素と利己心と兩立すべきものに非ず、尤も人として多少の思ひ遣りの心はありといへども、利己心強きが爲めに常に之を働かしむること能はず、遂に相關せず焉と云ふが如き、何人に對しても無情冷淡に陷るを通例とす、利己心は即ち如何なる人をも左右し、如何なる場合にも紛擾混亂の因を爲す、故を以て利己心の忌むべく排すべ

きは、古往今來皆其戒律を一にすること寔に謂へありと云ふべし、試みに之を近時の社會狀態に見よ目下の最大問題たる勞銀並に俸給に關するゴテの如き、其本來は皆之れ各人相互の利己心強く、同情心薄きより起るものにして、決して新奇の理由あつてのことに非ず、而して若し利己心強き代りに同情心厚ければ、初めより問題はあり得べきに非ず、縦しあり得るとするも開は容易に解決せんこと、之れ自明の理ならずや、但し多くの場合に必要なるは、下にある者より上に立つ者は先づ以て同情心のあるべきこと也、監督又は支配の任ある者にして、知識と德義に於て優越者たるは勿論なるが故に、優越者より先づ下に對して同情すべきは理の當然なるべし、然るに下情に通せず會て其痛苦の味を嘗めざる者は、兎角思ひ遣りの心起らず、獨り安逸を恣にして、他人の利益の爲めには一考慮を費やすことすら懶とす、而して熱心忠實に下級者の窮狀に同情し、之れを救ひ之

を安せしむるの道に對し、挺身自ら其勞を取らんとする人士の、眞に寥々曉天の星よりも渺きを見ては、何人能く帝國の前途に深憂なきを得んや有體に云へば機先を制するが凡て先覺者の任なるに、然はなく何事も只だ消極的に先を越されては、餘義なき破目に陥り止むを得ずして善後の策に出づるが如き、其陋態監察の外なしと謂はざるべからず、然れども是は之れ本文の論題に非ずして、單に同情は下に在る被治者よりも、上に在る治者こそ先づ之を有すべき所以を明かにせんが爲めに、言及したるに過ぎざる也。

夫れ在監者の窮狀や、察すべく同情すべきもの甚だ多し、如何に周密なる思慮を以てするも、其察すべきを察し同情すべきを同情し、以て適切な處遇を施し刑の公正を保たしめんことは頗る至難の業に屬す、故に假令千萬の注意を以てするも、尙未だ其遺算遺漏なきを期するに十分也とせす、矧んや準繩的形式主義を守株し、唯規則一偏

の注意にて足れりと爲すが如き粗漫の態度に於てをや、要は同情の心にして深く且つ厚からんには總ての注意に於て蓋し其全きに庶幾からんか、然らば則ち同情の定義如何、吾人の見解によれば同情の意義は、俚諺に己が身を捻つて人の痛さを知れとある、其中に盡されたる者にして、聖經にも

造るに非ずして、却て惡人を造り又は殺人の具に供せらるゝは、必然の成行として毫も怪むべきに非ず、洵に酸鼻の極みと謂ふべし。

己れ自ら囚はれたる如く囚者を思へとある如く、何事も先づ我身を彼等の境遇に置き、寒暑風雨の難義より坐作進退の不自由に至る迄、深く其痛苦の程度を我身に引當て思ひ遣るにあり、而して苟も必要の程度を超えて、人の心身に耐へ能はざる所謂無意義の痛苦、言換ゆれば己が身にも心にも負切れざる困苦を、同じ人間なる彼等に強ひざること、之を是れ人道主義の行刑法とは云ふ也、素より刑にして苦痛なきを得ず、されど其痛苦たるや彼等の身體生命に危害を及ぼさざるを以て條件とす、凡そ人情を無視しては總ての事必ず無理あり、斯くて行はるゝ所の行刑法が、善良の人間を

同情は人を蘇生せしむるの力あり、行惱める人失望せる人、疲れ果たる人、是等に對し能く希望を與へ元氣を與へ生氣を與ふるもの、此同情を措いては恐らく他に何物もあらざらん、眞に之れ特效ある起死回生の靈藥と云ふべし、由之觀之も自暴自棄と失望落膽を、彼等の持前とする受刑者に接する司獄官には、是非其同情心の厚きを其最大資格と爲さざるべからず、嗚呼唯だ同情哉、吾人は宜しく茲に深く養ふ所あるを要す。

○藥 籠 (八)

菊屋老 龜

△群衆心理と馬鈴薯

群衆心理の最も著しい點は不道德に陥り易いところにある、ミラボー云く、人間は馬鈴薯の如きものである、一所に集めておくに腐るから、一つ／＼離しておくべきであると、予は彼の雜居監房に拘禁されて居る在監者の状態を見る毎に、此馬鈴薯の喩を想起する、

△長壽者の人相

人相見が人の骨相などを見て、其人の壽命を卜するのは、實は次のやうな所を観察するのである、人は生れながらにして或は長壽或は短命の骨相を備へて居るといふ事は、最近の進歩した生理でも未だ認めて居らぬ、況や無學な人相見等が天眼鏡で覗いて見たからとて分る筈はないのだが、精神が修つて心に餘裕があり、常に快活に生活する者

はそれが何となく外面に現はれるもので、世の長壽者を見ると大抵左の如き特色を顔面に現はして居るのである、

- 一、物事に神經質ならずして樂天的なる事
- 一、どこことなく落着きてあせらぬ事
- 一、信する所堅くして容易に動かぬ色ある事
- 一、正直らしき相ある事
- 一、快活にして愉快らしく見ゆる事

彼の人相見等が人の壽命を卜するのは實は此等の點を観察するのであつて、天眼鏡の如きは單に勿體ぶる道具に過ぎぬのである、(醫學博士遠山椿吉氏談)

△精神療法

一、境遇の轉化

例之借金を苦にして病氣になつて居る人なら、其借金を拂つてやるとか、金を持たせてやる、又鐘樓を見て恐怖を感ずる人なら鐘樓に近づかせぬやうにする、

二、催眠暗示法

催眠中適當の暗示を與へる、患者を安靜に坐らせ又は臥させて、心をボンヤリとした状態に保たせ低聲で適當な暗示を與へるか、又は就眠前まだ眠出さないボンヤリした意識の時に、暗示してもよい、母親が小兒に用ひることも出来るし、大人ならば自己暗示を下すことも出来る、

三、側線法

即ち汽車を本線に入れずに側線にひき入れることで、例之雷鳴を恐れる人に、雷鳴は宇宙の絶大な其美を嘆美せしむるが如きである、つまり其人の注意を他の無害なる方面に轉せしむるのである、

四、淨下法

以上の方法は、皆一時的姑息な方法に過ぎぬ、根本的根絶法を主張するのがフロイド派であつて、其特有な方法淨下法又は談話法、或は通俗に煙筒掃除法とも呼んで居る、それはその抑壓鬱積され

た潜在意識を思ふ様、いやになる程發表させる即ち語らせたり書記させたりするのである、而もそれをいやになる程繰返し發表させると、最後には氣持が非常に樂になつて病氣が治療される、

五、説得法

君の病氣はこんな潜在觀念が基をなして、こんな風の通路を経て現はれたもので、結局その病氣は君の妄想に過ぎないといふ様な事を、權威を以てまた例證を示して患者に解き明かしたり、又は納得させるので、日本では、一休和尚が此方法を用ひた面白い記録がある、

△窮すれば通す

神田柳原邊の大道易者、一人の客もなく夕餉の料にも困つた、當時劍術の道場では、試合の修行者には勝つても負けても飲食させて、その上幾何かの草鞋錢を給するのが例であつた、今の大道易者大膽にも柳生但馬守の道場へ飛込んだ、負けるは覺悟の上、但馬守は木刀を取つて立向ふ、チア打

てど度胸を据えて構へた態度はスキだらけで、流石の但馬も力負けがして容易に手を下ろさぬ、此方は打たれさへすればよい、ヤア／＼と掛聲ばかりで、但馬が一足下れば對手は二足詰込む、此様子に但馬は驚いて餘程の技倆と思ひ、木刀投出して貴殿の御腕前恐入つた、抑何流の御修行？、賣ト先生も耻入つて懺悔した、但馬は暫時默想して我修行の足らざるを悔ひ、劍は心に在るの妙を悟つた、易者は打たる、事に心を定めて勝負に念はない、故に但馬程の名人も施すに術がなかつた、心に物なき力はど大なるはないのである、

△自分の偉いところ

自分のゑらいところを他人に示さうとして、誇大の言を吐き虚榮の行を爲すは小人の常である、然れども人の真にゑらいところは他人に舉示するところに存せずして、自己の内面即ち他人の知らざるところに存せねばならぬ、内面に偉大なるものがあらば、他人に舉示せなくても反つて他人は之

を首肯するものである、故に我等の勉むべき點は昭々の外に非ずして冥々の内に在る、

△養生七戒

杉田玄白養生の七戒に曰く、

昨日非不可悔恨、明日是不可慮念、
飲與食不可過度、非正物不可苟食、
無事時不可服藥、頼壯實不可過房、
勤動作不可好安、

△名利

名利は牛の鼻木の如し、如何なる英雄も之を以て驅使すれば自由に動く、(前田博士)

△詩訣

或人が山陽に向つて詩訣を問ふた、山陽之に答へて云く、『唯真故新』と、これは詩訣のみではあるまい、人生百般の事此四字を以て秘訣となし得る

△忙中閑日月

日清戦争の時、本願寺の明如上人、九州中國を巡化せられた、その年は近年にない炎暑で、廣島よ

り熊本に至らるゝ道中言語に絶するの暑氣であつたが、軍隊の歸敬式も日覆のない野天、上人は一度も汗を拭はれた事がない、心中悠々として追らざるものあるを窺はれた、

△鶏の羽

鶏を飼うて居ると、近所の菜園に入つて致方がない、止むを得ぬから羽を剪る、暫くすると又飛んで出る、或日鷹使をして居つた人が来て教へてくれた、鶏の羽を剪るに兩方を剪らずに片方丈剪るがよい、即ち平均が取れぬから飛ぶ事が出来ぬのである、家庭に於ても夫と婦との力量凡そ平均を得ざれば、世に立つて成功は出来ぬ、夫のみ偉くても片羽丈の飛翔は六ヶ敷い、

○保安法違反囚に就て

京城 大賀 華 穂

コルクを執りて水中に投せんに手を放せば直に水

面に浮ぶ絲に鎮みを附して沈めんに絲切るれば亦忽にして水面に浮ぶ蓋しコルクは浮くべき素質を有すればなり浮くべきコルクを沈めんとするは勞徒らに多くして寸益なし浮くべきコルクに對しては浮くべき時と場所とを與ふること最も肝要なり今春朝鮮の各地に蜂起せる獨立運動は絲の切間に乘じて浮び出たるコルクの如く東西に叫びて南北之に和し響の物に應ずるが如く瞬時にして局面の開展を爲すに至れり今其原因を求むるに文化の跡三千年其の間完全なる獨立の歴史に乏しとするも事大主義により培養せられたる民族思想の根柢牢固として抜け難く一朝一夕の短時日に於て改變せられざること恰もコルクの浮性に於けるが如くにして時を得て擡頭せんとする潜在力を有せるは其の主因たり之に加ふるに偶講和會議に於ける民族自決の意義を曲解し又は李太王殿下の薨去に當り朝鮮獨特の流言蜚語に惑はされたるは其の近因なり而して彼の天道教の奥殿に於ける首謀者の宣言

は正に爆發せんとする火藥の導火線なり故に今回の騷擾を以て一犬盧を傳えて萬犬之に和するが如き群集心理の作用なりと速断するを得ず原因と結果とを有する時代思潮の勃發なりと云ふべし然らば總督施政の方針が抑壓主義に偏して此結果を醸成したりと推断する者あらんか其は廬山の一角を望みて其山を低しとする淺見者流の論にして當らざる事遠し日鮮同化の本義に基く行政施設は一に公安の維持に努め銳意民衆の福利を増進せるは中外の均しく認むる所たり看よ始政十年に充たずして八道の山阪容を改め政治産業教育交通凡百の事物一として舊態を脱せざるなく眞に隔世の發展進歩を示せり然るに一利あれば一害の之に伴ふは數の免れざる所にして此の急速なる發達の半面が禍根の一因たるに至りしは遺憾なれ諺に曰く克く練られたる頭腦は克く充されたる頭腦に優る事大なりと克く練られずして急速に充されたる彼等の思想界は深奥ならずして淺薄なり眞摯ならずして皮

相なり目前の小利を見る事に鋭くして愚に狃るゝの易きは其の通有性なり而して彼等が思想の根柢を構成せる事大主義の陋習に皮相的文明の油を注ぐに至りて結果は官立學校の學徒を驅つて之が叫びの中堅たるに至らしめしに徴して明かなり小人玉を抱いて罪あり一視同仁の本旨に基く統治の大本を達觀するの明なくして眉上の塵を拂ふに急にして双肩にかゝれる自己の自分を没却せる輕舉に出でたること寧ろ憫むべし然りと雖も茲に至れる徑路は單獨無意義の現象に非らずして時代の半面を寫し出せる結晶的產出なり之を違反囚の統計に徴するに其範圍は全鮮に跨り年齢は青年者より老年に及び職業は勞働階級より知識階級に及べり之が遇囚方法の適否はやがて同化政策の消長に影響を來すや論を俟たず思想上の問題に屬する彼等は普通一般囚と別異の處遇を要するは其の前提なり即ち破廉恥罪に對する非破廉恥罪を以て處遇する所に彼等の自尊心を喚起せしむ蓋し自尊心ある所

廉恥心を誘發し以て改悟反省の根柢を鞏固ならしむるを得ればなり且つ之を監獄の立場より見るも差別的處遇を施す事により不斷の注意を以て比較研究を施し刑罰内容の充實を企圖するを得べし而して彼等に對する行刑は消極なり檢束紀律の外に思想界の迷夢を打破して自覺反省を與ふべき積極的指導の方策を廻らさざる可からず由來刑罰は戒護檢束の消極的鍛練を第一義として紀律の勵行を期し一舉一動總て規矩準繩に違はしめず常に其の自由を拘束して意思の鍛練を加ふるにあり即ち刑罰は斯の消極的鍛練を内容として茲に威力を生ず威力なき刑罰は刑罰にあらずして一種の隔離なり鞏固不變の自覺は一に消極的なり鍛練の鐵槌に俟たざるべからざれど鍛練は刑罰内容を構成する主要なる手段たるも其の目的にあらず刑罰の鍛練を要すること猶屋上瓦を葺くに當りて梯子を要するが如し屋上に達するの道唯梯子の階段を登るの一端あるのみされど梯子を攀登るは一の手段にして

目的は屋上更に瓦を葺くべき活動を得せしむるにあり刑罰の消極的鍛練も反省自覺の屋上に到達せしめ更に實社會に活躍せしむべき素質を養成せざる可からず故に戒護檢束の手段及内容は終始一貫して背反するが如き事なきは勿論形式に失して内容に遠ざかり内容に没頭して形式を輕視するが如き事なく常に平衡を保持せざるべからず假令ば在監者の遵守事項に於て毎朝父母又は其の墓所の方に面して禮拜せよと規定せん乎彼等をして其意義を玩味せしめ名實相伴ひ肺腑に出づるの行動たらしめざれば玉條徒らに空文に終るべし亦作業を勵み技能の熟達を圖れと所定せん乎各自作業を愛すべき方途を講ずるにあらずれば之に對する趣味に伴はす趣味なき作業に對して技能の熟達を望むは尙木に縁りて魚を求むるの類のみ素より作業の指定は本人の希望を前提とすべきにあらずと雖も所定の本旨に添はしむべき一貫したる方針 下に就業の方法を畫策せん乎之に伴ふ反應なき能はず蓋

し作業の趣味なるものは其の業種に對して甲乙あるに非ずして作業に對する就業者の心的狀態に存すればなり自由刑に於ける作業の位置の高遠なるは言を俟たざる所にして單に肉體上の能力を發揮せしむるのみならず精神上の能力を誘發し難念を排除して高潔なる思想を涵養するを得べし故に彼等に施す作業は特に其の希望を參酌し體質年齢等を考慮し自發的に就業の途を執らしめ且つ當該作業に於ける素品製品の價格用途並に販路の狀況等の内容を開示して自己の勞力の價值を辨えしめ勤勞の効果を味はしむれば作業の趣味從つて生じ精勵以て之に當り技能の進歩亦之に伴ふや必せり之が爲には監獄は宜敷施設作業の全般を特定の工場に改め各自適當の業に就かしめば管に作業上の成績を揚ぐるに止まらず彼等の精神界を改變して健全なる思想を涵養するを得べし而して彼等が本犯に陷れる所以のものは猜疑不安の念に驅られ一身一家を顧みざる無謀の行動なり故に彼の妄想を覺

醒し内的思想の安定を與ふる事は之が處遇上最も手近なる方法たり親族者の訪える單に安否の接見にしても彼等の腦底に深刻なる感想と甚大なる安定を與ふる事は言を俟たず彼等をして家庭との連絡を保たしめ圓滿なる情誼を繼續せしむる事は本人及家族の精神上危懼の念を一洗し思想界の覺醒を促すのみならず同化政策の公明正大にして意義の高遠なる事を自覺するに至るべし故に彼等をして刑の確定後は之を各其地方の監獄に收容すべき事を主張する所以なり之を要するに戒護は嚴なる半面に彼等の自尊心を認め自ら處決せしむる範圍を與え徹底的行刑の効果を期し彼等をして朝鮮統治の大本を自覺せしめ處世の大道に復歸せしむるを得ば單に彼等一人一家の反省に止まらず郷徒隣里に對して反應的效果を及ぼすに至らん司獄の局に當る者更に一段の努力を致すべきの秋なり。

通信

○浦和監獄職員家族懇話會狀況

會狀況

九月二十四日(秋季皇靈祭)午後一時より監獄構外演武場に於て第十六回浦和監獄職員家族懇話會を開催す、當日は曇天なりしも平穩にして會員陸續參集當日會せる者二百餘名にして定刻幹事先づ開會を告げ會長白井典獄は開會の挨拶と共に大要次の如き訓話を爲せり

今日第十六回浦和監獄職員家族懇話會を開催し會員諸氏一堂に會し其樂みを別つは甚だ欣快とする所なり、顧みれば本會の第一回は正三年九月二十四日秋季皇靈祭當日にして早や滿五年を経、當初に於ける我々の企圖は我が監獄職員家族の品性を向上せしめ修養を積み主人の勤勞を勞り之を慰め後顧の憂なく公に奉し忠誠を致すべき様又子女を肅育して家計を整へ而して官吏たる家庭の體面を持し公私濟美を期した

るに職員家族亦俱に意を此に注ぎ和樂の間に修養を積み品性の向上を見るに至りたるは吾々の期待に背かずして其成績を得たるものとして深く喜ばざるべからざるなり、惟ふに過ぐる五箇年は歐洲大戰の餘波を受け精神界に物質界に甚だしき變動を生じ講和成立したる今日に於ても尙ほ且つ物價は依然として昂騰を重ね思想上にも好ましからぬ傾向を生じ來れり兎に角此大戰の爲めに世界的に種々なる變化を來し思想上に變遷を生じ内には甚だ好ましからざる氣分も深ふが世界的に覺醒を要するの機運に際會したるを以て吾々は先づ之に伴ふ覺悟を要す、家庭の主婦たる者徒らに退屈氣分に囚はれ時代に遅れて可なるべきものに非ざるなり、本會亦見る所あり時代の進運に伴つて精神の修養を圖る蓋し偶然に非らず我々は此の意味に於て存在し益健全なる發達を遂げ以て諸氏の向上發展を圖り齊家奉公の美を濟すの目的により益會の隆盛と發達とを祈り前途を祝福するものなり

家庭の主婦は即ち此世界的に改まり來たる氣運を味ふて變り行く世態に順應し新舊を問はず善事は探て之を學び進取的氣分を養ふを要す、世界大戰以來物價は昂騰するのみにして到底下落すべくも非らず之を覺悟して之に對する處置を採らざる可からず、幸に本年は差したる障害も無く米も豐作なり然れども内地産米は總額六千萬石を超へず、人口に比し不足

たるに尙之より酒類菓子等の材料を控除せば主食用の米穀は尙ほ減少し大に外米の輸入を要することなるが農村に於ては米、麥、蕎麥其他生産品は悉く高價にして農村の収益は多大なるべきも官吏の如き奢侈生活者に在りては大部分の人は貧困に陥るべし、政府當局に於ては之れが方策、之れが救済に大に努めらるゝ。雖も財源、限度あり物價の昂進に對する方策に付ても單純のものにあらずるを以て其點を大に考へて深く各自の節制、用心に俟たざるべからず一家の主婦たる者之を諒して冗費を裁め節約に努め出来る限りは進んで適當なる内職を爲し収入不足を補填することに意を注がざる可からず、斯くして家庭の秩序を保ち子女の教養に任じ子女教育に付ても學校の教育と共に家庭の教育に注意し大に時代の傾向を諒解して子女を育つべく舊套に因はれ陋習に陥ることなき様調和を取りつゝ導かば健全なる思想、此間に養成し得らるべし當縣獄田越分監に收容せらるゝ少年受刑者の其大多數は不真なる家庭に成育せられたる者なるを見ても知り得らるゝなり恰も春陽の如き家庭たり又反對に寒風凜冽たる如き家庭たるに至るは主婦の心掛け繫つて力あるものなり斯米國家を経營する國民の健、不健は家庭が其基礎たり原動力たるを以て地方に於ける青年會、處女會、婦風會の如きは益力な致し警々家庭と連絡を保ち行かば尙一層の好果を得べしと信

す、一家を豎ふるには勤勉の徳、忍耐の徳、推讓の徳、同情の徳を以て各眞心を盡し行かば一家は春風の吹く如く治まり又一國の隆盛も期して得らるべきを信ず、刺下の窮狀に辟易して爲すなくんば遂に自滅の悲境に陥らざるべからず宜しく主婦たるの本分を覺知し吾々監獄職員の家は斯々たりと固く滿に齊整の義を世に示すの抱負を要す

と 先帝陛下の御製、二宮翁の訓言等を引例して精神修養に關する訓話を爲し次で當日招聘したる小島崎玉縣女子師範學校長は「勤勉と信義」の題下に學問上の見地より或は實驗上より適例を引證し婦徳の涵養及兒童教育を説き次で「大正の衛生」社長島田鏡次郎氏は乃木大將夫妻美德に於ける一例を舉げ同夫人の賢明なるを稱揚して感動を與へ、終つて會員一同に茶菓を饗應し直に餘興に移り琴曲義太夫、手品等あり一同嬉々として修養に、慰安に、歡を盡して散會せしは午後五時過なり、尙は當日參會の二百餘名に對し農商務省農務局調査「馬鈴薯米の炊方」を謄寫に代へて當監獄にて印刷したるもの一葉づゝを頒ちたり

彙報

○逃走少年受刑者逮捕

前號所報の八月二十九日二名共謀して川越分監所轄地より逃走せる少年受刑者中町田政雄（一七）は巧に其筋の警戒線を突破して東京市内に入込みし所九月五日午前十時小石川區富坂警察署の手に逮捕されたる由

○被告人逃走

島監獄拘禁横領被告大西喜代一（二五）は八月十六日臨町區裁判所檢事の呼出に依り部長看守一名戒護の下に同裁判所に出席せしに檢事は被告の手錠を檢する爲手錠取外を命じたるにより命の儘に手錠を解除し檢事の面前にて自署せしめ

次で取調の都合上一時退廷を命ずる際檢事は解錠の儘に爲し置くべく命じたるに依り部長は被告に施錠せずして退廷して戒護中突然身を跳りしに身軀肥滿せる爲め左足を挫傷せるも風せず追跡せるも被告は逸早く城外に逃走し裁判所を距る約五丁の北方なる山中に逃入りし爲め終に其踪跡を失したる

先之兼任看守長たる臨町區裁判所書記は急を同監に電話にて報告したれば同監よりは急援隊を派遣し 方各警察署とも協力して徹

▲三電縣上野區裁判所に於て懲役四年の判決を受けたる詐欺被告吉川平七なるものは上野警察署より安濃津監獄に汽車により押送の途中押送調査一割し行便を願出たるにより調査は手錠を外して用便を命じ便所入口に於て看守中被告は該列車が隧道附近に接近せし際調査より壓紙を買受くるや間もなく列車は隧道内に進入せり而して隧道通過後被告の便所より出で來らざるにより内部を檢するに被告の姿見えす茲に始めて被告が隧道内の暗に乗り列車の窓より逃走せるものと判明し次驛に着するや直に各警察署にも急報し捜査せるに被告が隧道内に飛下りて附近の山林中に逃入りし形跡は認めたるも未だ逮捕するに至らず

▲水戸監獄土浦分監拘禁窃盜被告白石兼助（二〇）は九月十五日公判出廷の爲め他の被告四名と共に午前十一時廿分頃晝食後看守三名戒護の下に土浦區裁判所に出廷し懲役一年の判決言渡を受け出廷せり二名の看守は他の三名の被告を戒護の爲法廷内にあり時恰も午後一時十分被告は看守に對し用便を願出たれば看守は被告を便所に入らしめ入口に佇立戒護中約十五分經過せし頃裁判所附近に遊び居たる子供が被告の逃走するを認め囁き居るに氣付き直に便所の戸を開かんさせし内部より袴を下しあり俟て裏に廻り見るに便所裏窓より逃走せる事實明なりしかば時を移さず自轉車にて追跡せるも遂に其踪跡を失したり而して同看守は追跡着手の際門衛看守を遣じて分監長に報告したれば同分監よりは看守長以下直

に現場に急行し各警察署にも報告照援を求め極力捜査せるも未だ逮捕するを得ず

○被告人逃走未遂 神戸監獄橋通分監拘禁強盜竊盜被告淺野利(四〇)は八月二十四日午前九時五十分頃獨居寮浴室に入湯し程なく出浴し戒護看守見張り居ることと思ひ居る前に立戻り佇立し居たるに不圖監房廊下出入口の扉に施錠しあらざるを見て忽ち逃走の念を起し同所を脱出し女監區割扉を突破し女監房内に入れたるも脱出の箇所なきより再び扉に攀上り浴場屋根に降りたる際看守に於て發見し直に取押へたり

○受刑者逃走未遂 福岡監獄小倉分監拘禁傷害被告六月文永雄(二八)は九月十九日他受刑者二名と共に同分監裏門勤務看守兼務戒護の下に裏門附近地均工事に從事中午後二時四十分頃耕転大擔當看守が耕転夫六名を引連れ肥料を搬ばせたるを、同裏門を通過せしむべく該門を開扉するや否や同人は耕転夫通行の混雑に紛れ脱出逃走を企てたるも直に追跡して雖も逮捕せり逃走の原因を取調ぶるに食慾に驅られたるを實第に面會したき一念よりなりと申立居たり

○俘虜受刑者逃走未遂 神戸監獄姫路分監拘禁傷害被告二年伴慶カール・シュンケは九月二十三日午後三時頃監外にて運動中掃除夫戒護看守が一名の掃除夫を引率し掃除の爲め西門の扉を開きたる機に乗じ運動戒護兼務の該門々衛看守の背後より門外

に脱出したるを以て看守は直に追跡し同監獄官舎附近に於て逮捕せり原因を取調ぶるに日本國內にて逃走遂行の得て望むべからざるは承知し居れば逃走決行の意志には非ず只一時社會に出て食慾を満さんとの心より此舉に出でたるものなりと

○被告人逃走逮捕 大阪監獄若松町分監拘禁強盜三犯被告宮崎長四郎(二七)は九月八日午後一時三十分頃大阪控訴院に出廷し控訴棄却の宣告を受けるや突然疾走法廷外に出て扉を外部より閉じ階段に至りし時戒護看守追付き捕へんとしたるに同人が身を轉じたる爲看守は足を踏外し顔倒し右眉部に負傷せる隙に構外に脱出し三ヶ所の櫓を踰越逃走せり

戒護看守は身倒るゝや延丁をして急を分監に報告したれば直に休憩中の看守を急派したり一方裁判所構内留置場に居合せたる巡查は被告の逃走を現認し直に追跡したれば犯人は若松町警察署に裁判所官舎との間なる路上に於て應援看守と追跡巡查との夾打に遭ひ此處に難なく逮捕さるゝに至れり

▲水戸監獄拘禁強盜五犯被告佐藤良吉(二八)は九月十七日公判呼出に依り他の被告五名と共に水戸區裁判所に至り假留置場に收容中同十五分頃用便を願出で便所に至る如く裝ひ便所附近に至るや戒護看守の面前より身を跳りして逃走を企て裁判所構内の生垣を飛び越え附近民家の便所に潜伏せんとしたるを追跡看守に於て直に逮捕したり

▲水戸監獄太田出張所拘禁強盜被告菊地(一六)は九月二十七日午後零時三十分頃頭痛を訴へ洗頭を願出でたるにより之を許したるに更に監房外掃除方を再三出願せるにより戒護看守は之を許し掃除終りて洗面せしめたるに更に洗足を願ひたるに依り之を許すや同人は下駄を脱するや看守の面前より飛鳥の如く正門向けて逃走し門扉の門を外して脱出せり看守は現場より直に追跡せるも門外に於て其姿を見失ひたれば附近限なく捜索中一方看守部長は此急を知り他の看守をして出張所を距る約一里半なる本人の生家に急行せしめたるに果して本人は生家附近に立戻り煙草乾燥用納屋に潜伏せるを突止め逮捕に向ひたるに本人はそれと知るや同納屋を立出で再び逃走を企てたるも直に追跡し約五丁を距る地點に於て逮捕したり原因を取調ぶるに本人の犯罪は同村某より二百餘圓を窃取せるものにして今回拘禁されたるも未だ一回の取調もなく前送を案し頗ふ中不圖母に依頼して費消金額を被害者に辨償すれば事件の取下を見るに至らんとの淺慮より此舉に出でしものなりと

○受刑者逃走逮捕 小倉監獄在監受刑者強盜及強盜竊盜二十年田口兵三(三三)強盜及囚徒逃走強盜十五年中山米藏(三九)強盜及強盜竊盜十五年安井吉三郎(二六)殺人強盜十五年安藤彦太郎(二四)は他四六名と共に離居房に拘禁中のものなりしが常に逃走の機を窺ひ九月八日前記安井吉三郎は工場より還房の際作業用

器具箱より及渡り一寸八分市四分の小鏢一挺を窃取し種中に包藏して巧に檢身者を騙さるゝ監房内に持込み之を以て前記四名交互に同夜還房後五時半頃より居房外側窓格子の徑六分鏢がートの最下部座金に嵌入部徑四分の箇所を以て一本を切断し着手し夜業時間就寝準備中及翌朝起床時等多少房内外を窺ひ音響高き機會を利用して切断了へ其跡は埃を以て蔽ひ監房見者の目を瞞まし翌九日夜九時過より夜業整理工用の木製臺及前記田口兵三が物に持込みたる長一尺徑一寸の樺棒を以て該がートを挟み曲げて脱出口を設け一時其跡へ房内水管口に水の散逸を防ぐ爲に取付けある淺藍色形の小袋を垂下げて恰も鏢がートの如く装ひて巡警看守の發見を防ぎ同三十分頃より前記の内彦太郎を除く三名先づ一名づつ脱出し浴場内に入りて備付の長二間裏機付の歩み板一枚を取出し浴場附近の内側に立掛けて踰越し次で工場檢身場の無双窓を破り同工場内に入り同所に鐵鎖を以て柱に繋ぎ施錠しある梯子を取出すため機械修繕用道具箱中に在りたる斧を以て錠を破壊し該梯子二挺を取出して外側に立掛けて踰越し此處に逃走の目的を達したり前記彦太郎は三名の者に稍遅れて房外に出て外側に到る途中巡警看守に取押へられたり逃走の事實を覺知せるは同午後十一時十分頃巡警看守が外側に立掛ける梯子を發見せるに依るものにして急報により典獄は直に登臨し職員の非常召集を行ひ各要所に派遣すると同時に監視廳を始め東京府下及千葉埼玉兩縣下

各警察署へ急報し捕獲の方の手配を爲し置きたるに、翌日より自動車にて追跡せる看守風の二名は十日午後二時頃、青森縣山町大字馬場なる一民家に三名共潜伏中なるを發見し難なく逮捕監禁せり。
逃走後の彼等三名は同夜十一時分頃東京府下の民家へ混雑を携へ侵入し家人を脅迫して現金一圓九十錢、單衣外四點を強奪し十日午前零時三十分頃他の民家に侵入り現金、懐中時計、衣類其他煙草菓子等を窃取して流山町に落ち延びたるものなりと。
▲松山監獄宇和島分監在監受刑者強盜家宅侵入未決因逃走強盜役十年佐藤昌照(二七)強盜強役十年松岡榮吉(四二)は共に病氣休養中にして病監收容中竊に謀合せ逃走を企て九月七日午後二時頃昌照は擔當看守より借受けたる鋼鐵製の爪切を使用し監房格子の根元に打付けある長一尺巾一寸五分厚一寸の木片を監房床板より取外したるに其下より古釘二本を發見し爾來屢々便所に入出入り古釘を以て格子土蓋より約八寸の切斷修繕を爲しある箇所を取外さんさ試み遂に九日午後に至りて其目的を達したれば外部よりは一見異狀なき様取繕ひ置き夜に入るを待ち午後十時二十分頃に至り昌照、榮吉の順序にて房外に脱出し外堀の一隅に於て榮吉先づ昌照の肩を踏臺として堀に登り帶二筋を結合したるものを以て昌照を引上げ共に外部に飛降りて何處ともなく逃走せり此事實を覺知せるは同夜十時四十分頃看守が巡警の際同監房裏手便所の格子に雑巾を掛けあるを發見し不審を起し取調べたるに格子一本取外し

あり在房者を檢するに前記兩名の在らざるに俟り始めて破獄逃走を覺知したるものにして當直部長は此報告に接するや直に分監長に急報したれば分監長は吏員の非常召集を行ひ追跡に向はしむるに共に所轄警察署に通報し協力各要所の搜索に努めたり翌十日午前八時頃捜査に向ひたる吏員の一部は同分監を距る約八丁の地點に於て逃走者の衣類を發見し且附近民家軒下にありたる厚司襦衣股引等の窃取せられたる事實を聞知したれば全力を舉げて此方面の嚴探に努めし結果附近山林中に潜伏中なりとの情報を得て勇を鼓し同山林中炭燒小屋内に於て逮捕するを得たり時に午後零時三十分なりし。

○受刑者傷害

徳島監獄在監受刑者詐欺未遂強役五年中谷久吉(二九)は平素同工場就役因強盜強役五年中四久(二八)が同房因なる松原幸二なるものに對し腹行を挑み居るもの、如く思惟し深く幸二に同情し親密に爲し居るを久一は甚だしく不快に感じ反目の姿なるを金井留吉なるものが心痛し兩因の和解を計らんとて幸二に注意を與へたるも久吉は反て之を拒み且つ留吉が久一に加増せるものと誤解して不快の念を懷き居たるが九月二日晝食休憩時間中留吉、幸二、怨言を述べ居たるを久吉、己を侮辱せるものさし突然機工用長二尺餘の木片を以て留吉、前頭部を毆打し沖療日數七日を要する創傷を負はしめた。擔當看守は之を取調べんとせし利那機織就業中の久一は留吉と平素意氣相投合せの親密

叙

任

の間柄にて留吉の爲復讐せんものさ作業用鑿を携へて近き來り久吉の背部に斬付け疾病休業十五日を要する創傷を負はしめたり恰も休憩中なりし看守此變を聞き驅付け協力して取調べたる爲大事に至らずし止みたり。
▲靜岡監獄在監受刑者詐欺強役三年六月大場春市(二七)強盜強役一年戸塚作藏(二二)は共に九月十八日拘置監獄場に出役中作業用具置場の些事より口論の末春市は憤怒の餘り突然左官用金槌を以て作藏の頭部を毆打し疾病休業三週間を要する創傷を負はしめたり。

○被告人殺死

水戸監獄土浦分監拘禁放火未遂被告高橋眞助(二六)は稍低能者にして犯罪の内容は内縁の妻が實家に立戻り歸宅せざるより嫉妬の餘り妻の實家に放火せるものにして入監當時悲觀の狀あるを以て當該檢事よりの注意もあり勞務雜居拘禁に付し特別注意中のものなりしも八月二十八日午後十一時十五分頃巡警看守の隙を窺ひ居る高橋格字木と上部の横に隣席者が枕元に置きたる紺絹縮六尺の兵児帯を結び付け格字木を背にして垂下縊首せるを巡警看守直に發見して分監長監獄警等に急報し協力して應急手當を加へたるも蘇生せず原因として特に認むべきものなきも犯罪内容前記の如きものなるより察するに失戀の結果厭世自殺に出てしものと見ゆ。
▲山形監獄米澤分監拘禁強盜被告橫澤典藏(二四)は九月十三日午

後一時十分頃居房後方窓柱の横機に登り窓柱の上方に自己の兵児帯を結び付けて垂下縊首せり間もなく看守部長巡視の際之を發見し應急の處置を執りたるも其效なかりし。
○受刑者殺死 三池監獄在監受刑者強盜強役九年六月二十三日大橋金吉(四六)は平素胃加答兒、腸加答兒等の爲病監に入る事一再ならず最近又々發病の爲病監に收容休養中なりしが病狀漸く漫性的となり同時に衰弱日に加わり到底急治の見込なきに至れるものから前途悲觀の極九月三日午後九時四十分頃着衣の襟を外して之を監房格子貫木に結び付け垂下縊首せるを巡警看守に於て發見し監獄警其他と共に極力救急處置を執りたるも遂に蘇生するに至らざりし。

叙

任

任看守長 大原監獄看守 中川 雄治
給十級俸大阪監獄勤務ヲ命ス
叙從七位 正八位勳八等(鹿兒島) 坂元 一 郎
叙正八位 看守長(鹿兒島) 長沼 秀 家
授旭日中授章 從四位勳三等 谷田 三 郎
授單光旭日章 從六位勳六等(大分) 住江 敬 義

○贈與金

本會は會則第十一條第一項第三號乃至第五號に據り退職贈與金として故看守井口子之七氏遺族外十八名に對し金拾貳圓以下の金員を贈與し九月二十七日附を以て夫々元管轄典獄を經由交付したる

公文

○司法省監獄局第七六七號(大正八年九月二十六日附各監獄典獄宛司法省監獄局長通監)

勤務手當支給割合改正ノ件

奏任及判任待遇監獄職員給與令第八條ニ依ル看守及女監取締勤務手當支給方ハ明治四十年四月監甲第一九三號通牒ノ次第モ有之候處大正八年十月以降右支給割合左ノ通改正相成候間右ニ依リ御取計相成度依命此段及通牒候也

一、一日三時間以上六時間未満勤務ノ者

金參拾錢以内

一日六時間以上九時間未満勤務ノ者

金五十錢以内

一日九時間以上十二時間未満勤務ノ者

金七拾錢以内

一日十二時間以上勤務ノ者

金壹圓以内

二、勤務手當ハ仕拂豫算ノ範圍内ヲ以テ處辨スヘシ

追テ本文勤務手當支給金額ハ年末年度末賞與ニ影響ヲ來ササル程度ニ於テ相當給與候様御注意相成度又右豫算ハ看守及女監取締職員ヨリ生スル俸給殘額ト勤務手當實費トヲ對比シ勤務手當實費多額ニシテ仕拂上差支ヲ生シタル場合ニ限リ其ノ差額増額可相成候間其ノ事由詳細御申出相成度

大場法學博士校閱 根本顯太郎著

指紋法解説

(改正指紋紙取扱規定並ニ解説添付)

菊判百五十八頁
挿畫百九十五個
實費金五十一錢
郵税金六錢

本書ハ主トシテ實際的方面ヨリ説述セ
ルモノナレハ實務家ノ好指針タリ

法學士 廣中佐兵衛述

貧民制度并ニ救濟事業

菊判百三十五頁
實費金參拾錢
郵税金四錢

本書ハ社會救濟事業ノ研究ニ關
シ歐米諸名家ノ著書ヲ參酌シテ
編述シタルモノナリ

發行所

東京市麴町區西日比谷町一番地

監獄協會

會費ヲ振替貯金ニ拂込マルル
場合ノ注意

口座
番號

東京貳五〇五九番

加入者

氏名

監獄協會

大正八年十月二十日發行

(定價金拾貳錢)

發行兼編輯人 東京市麻布區新網町一丁目廿二番地
北島良吉
印刷人 東京市四谷區愛住町二番地
磯村政富
印刷所 東京市麴町區有樂町三丁目一番地
報文社
發行所 東京市麴町區西日比谷町壹番地
電話新橋壹六八番
監獄協會
賣捌所 東京市四谷區愛住町二番地
東京書院

明治二十七年二月二十六日第三種郵便物認可(監獄協會雜誌第拾貳卷第拾號)大正八年十月二十日發行每月一回二十日發行